

はじめに

本市においては、平成 26 年 3 月に、平成 26 (2014) 年度から平成 35 (2023) 年度までを計画期間とする「西東京市障害者基本計画」を策定し、これまで障害のある方々に関する各種施策を推進してきたところでありますが、この期間に、障害のある方々をめぐる状況は大きく変化してまいりました。

平成 28 年 4 月には障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害者差別解消法」が国において施行され、また東京都においても平成 30 年 10 月に「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」が施行されるなど、様々な法令の成立・改正が行われ、社会全体が共生社会の実現に向け、進んでいくこととなりました。

国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくという「地域共生社会」の実現を目指した取組を始めております。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、社会的障壁を除去し共生社会の実現に向けて、様々な取組を推進していくこととしております。

こうした中、本市では、平成 30 年度に本計画の中間年を迎えたことから、近年の障害者福祉に関する動向や、前半 5 年間の評価、アンケート調査やヒアリング調査の結果を踏まえ、計画の一部改訂を行い、後半 5 年間の「西東京市障害者基本計画」を策定いたしました。

「健康」応援都市の実現を目指す本市といたしましては、本計画の基本理念である「障害のある人が、その生涯にわたって、個人としての尊厳が守られ、主体的にいきいきと活動し、住み慣れた地域で安心できるまちづくり」に基づき、後半 5 年間も引き続き、ライフステージを通じて、地域で安心して快適に健康であると実感しながら暮らすことのできるまちづくりを進めてまいります。

結びに、本計画改定にご尽力いただきました、西東京市地域自立支援協議会及び同計画改定作業部会の委員の皆様をはじめ、計画改定の過程において貴重なご意見を賜りました多くの市民の方々、関係機関、団体・事業者等の皆様に心より深謝申し上げます。

平成 31 年 3 月

西東京市長

丸山 浩一



目 次

第1章 計画の改定にあたって	1
1 計画改定の趣旨	1
2 障害者基本計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画改定の流れ	3
5 障害者（児）の福祉に関する制度・動向	4
6 各種政策等の動向	6
第2章 前半5年間の計画の策定・進捗状況と改定の考え方	9
1 計画の全体像と計画の体系	9
2 基本理念と基本方針の設定	9
3 前半5年間の計画の進捗と課題（重点推進項目の振り返り）	11
第3章 後半5年間の計画の骨子と重点推進項目	19
1 後半5年間の計画の全体像	19
2 後半5年間の計画の基本理念と基本方針	19
3 後半5年間の計画の重点推進項目	21
第4章 施策の展開	28
1 基本方針1に関する施策	32
2 基本方針2に関する施策	40
3 基本方針3に関する施策	45
第5章 障害者基本計画の着実な推進に向けて	59
1 計画の進捗状況の着実なモニタリング	59
2 障害福祉サービスの提供体制の整備	59
3 市民参加の推進	59
第6章 障害福祉に関するデータ・調査結果等	60
1 障害者数等	60
2 市内の障害者関連施設等	64
3 アンケート調査結果	67
4 ヒアリング調査結果概要	72
5 調査結果からの課題	75

資料編.....	77
1 西東京市地域自立支援協議会委員名簿.....	77
2 平成30年度 西東京市地域自立支援協議会 計画改定作業部会委員名簿.....	78
3 計画改定の経過.....	79
4 用語集.....	80

文章中で^(※)が表記されている用語は、
巻末の「資料編4 用語集」に詳しい説明を掲載しています。

【西東京市障害者基本計画の基本理念】

基本理念

障害のある人が、その生涯にわたって、
個人としての尊厳が守られ、主体的にいきいきと活動し、
住み慣れた地域の中で安心して生活できるまちづくりを進めます。

基本方針1

ライフステージを通じて切れ目のない支援に取り組みます。

基本方針2

主体的にいきいきと活動するための支援に取り組みます。

基本方針3

地域で安心して快適に、健康であると実感しながら暮らすことができるまちづくりを進めます。

【後半5年間の計画の重点推進項目】

重点推進項目1

障害や障害のある人を理解し、「共生社会」の実現を目指します

重点推進項目2

障害のある人の社会参加を支援します

重点推進項目3

地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します

重点推進項目4

障害のある人や家族へ、切れ目のない支援を充実します

重点推進項目5

相談支援体制を充実します

【後半5年間の計画の施策体系】

基本理念

障害のある人が、その生涯にわたって、個人としての尊厳が守られ、主体的にいきいきと活動し、住み慣れた地域の中で安心して生活できるまちづくりを進めます。

基本方針

- 【基本方針1】
✓ ライフステージを通じて切れ目のない支援に取り組めます。
- 【基本方針2】
✓ 主体的にいきいきと活動するための支援に取り組めます。
- 【基本方針3】
✓ 地域で安心して快適に、健康であると実感しながら暮らすことができるまちづくりを進めます。

施策の方向性

- (1) 相談支援・ネットワーク
✓ より相談しやすい窓口の整備と相談機関相互のネットワーク化を進めます。
- (2) 生活支援
✓ ライフステージごとに、必要な支援を受けられる体制を整備します。
- (3) 教育・育成
✓ 必要な時期に必要な療育を受けられるよう早期発見・早期療育体制を整備します。
- (1) 雇用・就業
✓ 障害の特性に合わせた雇用の場の拡大や、適切な就労支援、障害者施設等への優先調達を進めます。
- (2) 余暇活動・生涯学習活動
✓ 障害のある人もない人も共に楽しむ様々な余暇活動等の機会を拡大します。
- (1) 広報・啓発
✓ 障害や障害のある人への理解を深めるための取組を進めます。
- (2) 生活環境
✓ バリアフリー環境の整備を進めるとともにグループホーム等の整備を進めます。
- (3) 保健・医療
✓ 障害のある人のニーズを踏まえ、保健・医療分野と福祉の連携を進めます。
- (4) 情報・コミュニケーション
✓ 必要な情報が確実に当事者に届くよう、障害特性に配慮した情報提供を進めます。

第1章 計画の改定にあたって

1 計画改定の趣旨

本市では、平成26年3月に、障害者基本法第11条第3項における「市町村障害者計画」に位置づけられる計画として、平成26（2014）年度から平成35（2023）年度までを計画期間とする「西東京市障害者基本計画」を策定しました。同計画は中間年である平成30年度に、計画の見直し（改定）を行うことを計画策定当初より予定していました。

この度、平成30年度に同計画の中間年を迎えたことから、当初予定していたとおり、近年の障害者福祉に関する動向も踏まえ、計画の一部改定を行い、後半5年間の「西東京市障害者基本計画」を策定しました。

【障害者基本法 第11条第3項】

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。

本計画では、国の「第4次障害者基本計画」、東京都の「東京都障害者・障害児施策推進計画」に示されている基本理念や考え方を踏まえ、以下の基本理念を掲げています。

【西東京市障害者基本計画の基本理念】

障害のある人が、その生涯にわたって、
個人としての尊厳が守られ、主体的にいきいきと活動し、
住み慣れた地域の中で安心して生活できるまちづくりを進めます。

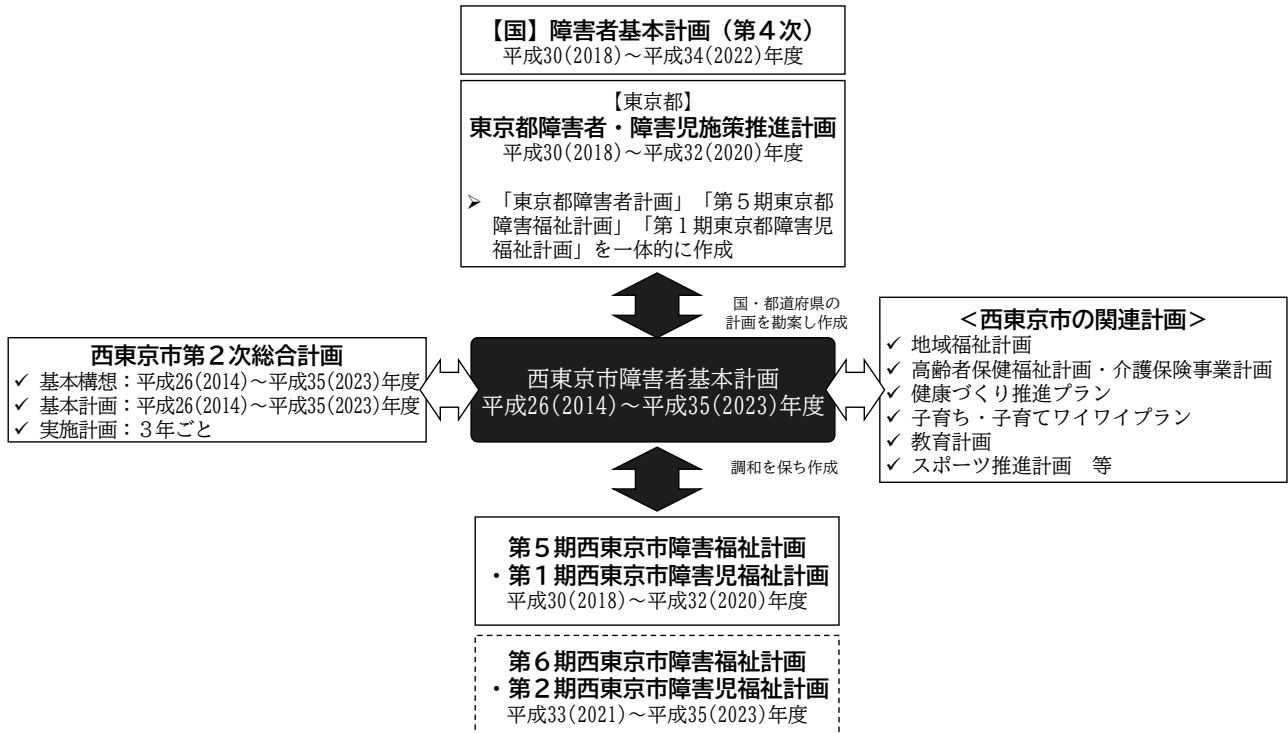
2 障害者基本計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条に基づく計画で、障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画です。また、障害者総合支援法に基づいて策定している「第5期西東京市障害福祉計画・第1期西東京市障害児福祉計画」（平成30（2018）年度～平成32（2020）年度）とは、調和を保って作成しています。なお、2020年度には、障害者総合支援法に基づいて、2021年度から2023年度までを計画期間とする「第6期西東京市障害福祉計画・第2期西東京市障害児福祉計画」を策定しますが、その際にも、本計画の基本的な考え方等を踏まえて実施する予定です。

また、本計画は「西東京市総合計画」をはじめ、「西東京市地域福祉計画」「西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「健康づくり推進プラン」「子育て・子育てワイワイプラン」などの関連計画とも連携を図りながら、施策・事業を進めていきます。

第1章 計画の改定にあたって

◆ 障害者基本計画の位置づけ ◆

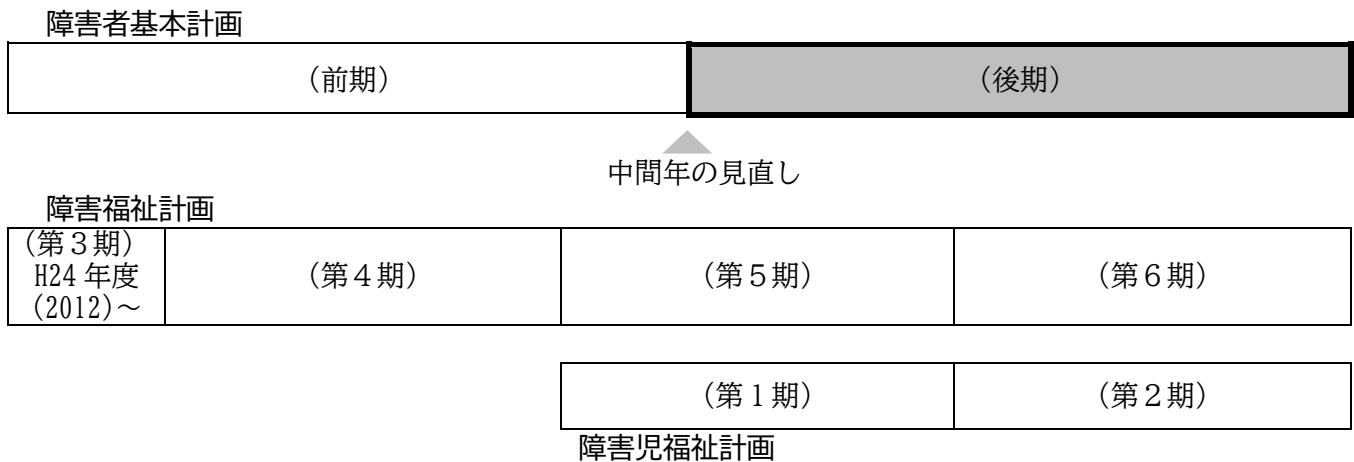


3 計画の期間

後半5年間の計画期間は、平成31（2019）年度から平成35（2023）年度までです。

◆ 障害者基本計画の計画期間 ◆

平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 34 (2022) 年度	平成 35 (2023) 年度
-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

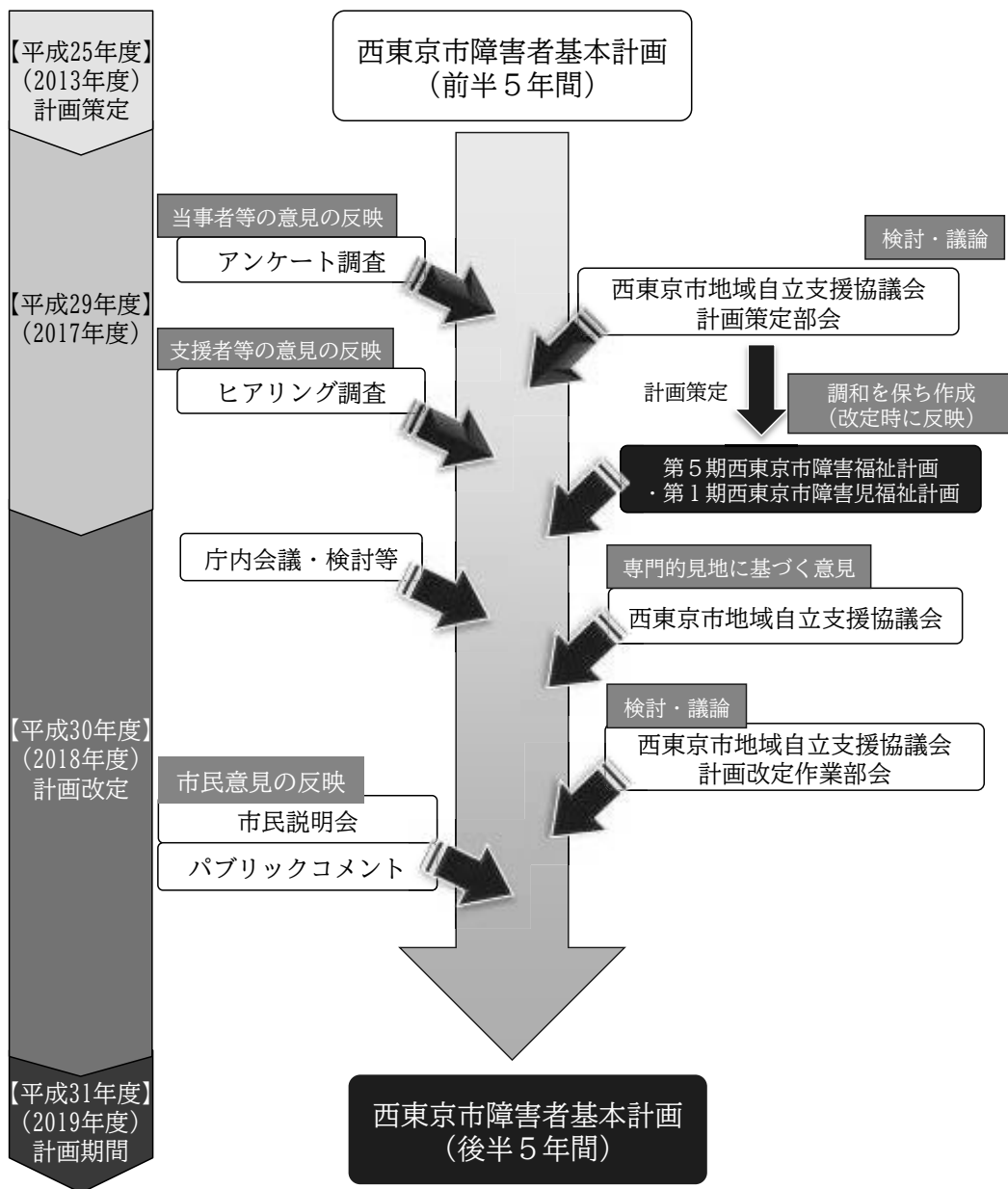


4 計画改定の流れ

計画の改定にあたっては、「西東京市地域自立支援協議会^(※) 計画改定作業部会」及び庁内会議等で検討を進めるとともに、「西東京市地域自立支援協議会」から専門的見地に基づくご意見をいただきました。

また、平成29年度から平成30年度にかけて、障害者（当事者）等へのアンケート調査（質問紙による調査）、障害者団体等へのヒアリング調査（聴き取りによる調査）、パブリックコメント等を実施し、当事者や支援者等を含む市民の意見を聴取し、計画に反映しました。

◆ 計画改定の流れ・検討経過 ◆



5 障害者（児）の福祉に関する制度・動向

近年の障害者（児）の福祉をめぐる主な制度等の変遷は次のとおりです。

● 「難病の患者に対する医療等に関する法律」の成立・施行●

従前、難病対策として、国が治療費を助成し、56の難病「特定疾患」に関し治療法の研究を進めることを目的とした「特定疾患治療研究事業」を行っていたが、更なる難病対策の充実のため、難病の患者に対する医療費助成を法定化し、その費用に消費税の収入を充てることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立する。

助成対象の難病「指定難病」の種類を大幅に拡大するとともに、「重症度」が一定以上である人を助成対象とする（ただし、「特定疾患」から「指定難病」への移行に伴う経過措置として、旧・特定疾患治療研究事業から継続して医療費助成を受けている人は、「重症度」が一定未滿と判断されても、平成29年12月31日までは継続して医療費助成を受けることができる）。

このほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずる。（平成27年1月施行）

● 「障害者差別解消法」の成立・施行 ●

「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として成立した。

障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止や、合理的配慮（障害者が日常生活や社会生活において受ける制限をもたらす原因となる社会的障壁^(※)を取り除くため、個々の障害者に対して、社会的障壁の除去を必要とする旨の意思の表明があった場合において、個別の状況に応じて講じられるべき措置）に関する環境整備の努力義務等が規定された。

（一部の附則を除き平成28年4月施行）

● 「障害者雇用促進法」の一部改正 ●

障害者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置を講ずることを事業主に義務づけるなど、雇用の分野で障害者に対する差別が禁止され、合理的配慮の提供が義務となる。（平成28年4月施行）

また、精神障害者を法定雇用率^(※)の算定基礎に加える。（平成30年4月施行）

● 「発達障害^(※)者支援法」の一部改正 ●

発達障害者が日常生活を送る上での社会的障壁を取り除くため、発達障害がある子どもが他の子どもと一緒に教育を受けられるように配慮することや、国や都道府県が就労機会の確保、職場への定着の支援を行うこと、都道府県や政令指定都市に関係機関による協議会を設置すること等が規定された。

(平成 28 年 8 月施行)

● 「障害者総合支援法及び児童福祉法」の一部改正 ●

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図る。障害児支援については、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村に障害児福祉計画の策定を義務づける。

(平成 30 年 4 月施行)

● 「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」の施行 ●

障害者差別解消法において、合理的配慮の提供は、民間事業者においては努力するよう求められている（努力義務）が、都条例においては差別解消の取組を一層進めるため、しなければならない「義務」として定める。

紛争解決の仕組みの整備として、新たに「調整委員会」を設置し、障害者差別に係る事案で、相談支援を行っても解決しない時に、あっせん・勧告・公表を行うこととする。

障害者や関係者からだけでなく、民間事業者からの相談にも応じる広域支援相談員を設置し、障害者差別に関する相談を専門に受け付ける。

(平成 30 年 10 月施行)



6 各種政策等の動向

(1) 西東京市「健康」応援都市の実現

平成28年3月、西東京市では「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、国の長期ビジョンや総合戦略を勘案し、西東京市の実情に応じた5か年の施策の方向を示す「西東京市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

この中で、基軸戦略として「『健康』応援都市の実現」を掲げています。これは、保健医療・社会経済・居住環境などの様々な分野においても、市民の健康、まち全体の健康を推進するものです。市民一人ひとりのこころやからだの健康だけでなく、社会や経済、居住や教育といった生活環境も含めた、まち全体の「健康」を達成するための、「健康」応援都市の実現を目指していきます。

(2) 国「第4次障害者基本計画」の策定

国の「第4次障害者基本計画」では、「基本理念」、「施策の基本的方向」として、以下の考え方が示されています。

◆国「第4次障害者基本計画」の「基本理念」、「施策の基本的方向」◆

基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会参加を制約している社会的な障壁を除去する。
施策の基本的方向	<ol style="list-style-type: none"> 1. 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会も契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 社会のあらゆる場面で、アクセシビリティ（施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさ）向上の視点を取り入れていく ➤ アクセシビリティに配慮したICT等の新技术を積極的に導入 2. 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 障害者施策の意思決定過程における障害者の参画、障害者本人による意思決定の支援 3. 障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 障害者差別解消法の実効性確保のため、各分野でハード・ソフト両面から差別解消に向けた環境整備を着実に推進 4. 着実かつ効果的な実施のための成果目標の充実

(3) 東京都「東京都障害者・障害児施策推進計画」の策定

東京都の「東京都障害者・障害児施策推進計画」では、「障害のある人もない人も、社会の一員として、お互いに尊重し、支え合いながら、地域の中で共に生活する社会」を目指す社会として掲げており、以下の「基本理念」、「施策目標」が示されています。

◆ 東京都「東京都障害者・障害児施策推進計画」の「基本理念」「施策目標」 ◆

基本理念	<p>I. 全ての都民が共に暮らす共生社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 障害があっても、適切な支援があれば街なかで育ち、学び、働き、楽しみ、暮らすことができることを都民が理解し、障害のある人となない人が学校、職場、地域の中で共に交流し、支え合う共生社会の実現を目指します。 <p>II. 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 障害の種別に関わらず、また、どんなに障害が重くても、必要とするサービスを利用しながら、障害者本人が希望する地域で安心して暮らせる社会の実現を目指します。 <p>III. 障害者がいきいきと働ける社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 障害者が地域において自立して生活し、その生活の質の向上を図れるよう、働く機会を拡大するとともに適切な支援を提供することにより、障害者が能力や適性に応じて、仕事に就き、働き続けられる社会の実現を目指します。
施策目標	<p>I. 共生社会実現に向けた取組の推進</p> <p>II. 地域における自立生活を支える仕組みづくり</p> <p>III. 社会で生きる力を高める支援の充実</p> <p>IV. いきいきと働ける社会の実現</p> <p>V. サービスを担う人材の養成・確保</p>

(4) 国「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現

現状の公的福祉サービスは、「高齢者」「障害者」「子ども」といった対象者ごとに提供・運用されている状況にあり、サービスのニーズの多様化や複雑化への対応や、サービスに関する人材確保等が今後、大きな課題となることが想定されます。

これらの課題に対応していくため、国では平成 28 年に「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」を設置し、これまでの「支え手側」と「受け手側」に分かれた考え方を転換し、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合い、公的な福祉サービスと協働して助け合っていく「地域共生社会」を目指す姿として示しています。

「地域共生社会」の実現のためには、「他人事」になりがちな地域づくりを、地域住民に「我が事」として主体的に取り組んでいただく仕組みづくりや、公的な福祉サービスへ

のつなぎ等、「丸ごと」の総合相談支援体制の整備等が必要です。本計画においても、こうした考え方を踏まえて計画の改定を行います。

(5) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国が平成29年2月にとりまとめた、「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会報告書」では、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「地域包括ケアシステム」の構築を目指すことが挙げられています。また、国は、措置入院患者等に対する退院後の医療等の支援を継続的に行う仕組みの整備を進めています。

西東京市では、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関し、「第5期西東京市障害福祉計画・第1期西東京市障害児福祉計画」において、以下の成果目標を設定しています。

◆ 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する成果目標 ◆

保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	✓ 保健、医療（病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者）、福祉関係者による協議の場の設置を、近隣自治体との連携・調整も含め、検討します。
在院期間1年以上の長期在院者の減少	✓ 平成29年度の入院患者数から45人の減少

(6) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催

本計画の計画期間中には、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。障害の有無に関わらず、世界中からあらゆる人が集う大会は、共生社会の実現に向けて社会の在り方を大きく変える絶好の機会となりえます。

国の「第4次障害者基本計画」では、大会開催を通じて、横断的な視点である「社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上」（社会的障壁の除去）に向けた各種の取組をより強力に推進していくとしています。更に、関連する具体的施策として、「公共交通機関のバリアフリー化を始めとする移動しやすい環境の整備」や、障害者に配慮したまちづくり等の取組を幅広く推進していくこととしています。

東京都では、オリンピック・パラリンピック教育に関連する事業として、「障害者スポーツの体験」や「特別支援学校^(※)の児童・生徒と公立小・中・高校生との交流」といった取組が展開されます。

西東京市においても、これらの国や都による取組とも連携の上、大会を契機とし、障害や障害者に対する理解の推進や障害者スポーツの振興等を図っていきます。

第2章 前半5年間の計画の策定・進捗状況と改定の考え方

1 計画の全体像と計画の体系

「西東京市障害者基本計画」は、「基本理念」及び3つの「基本方針」に紐づける形で、「施策の方向性」及び、市が展開・推進していく個別の具体的な各施策を定めています。

また、アンケート調査やヒアリング調査の結果、「西東京市地域自立支援協議会 計画策定部会」での検討等より、本市が特に重点的に関連施策を推進していく「10年間の重点推進項目」として、5項目を設定しました。

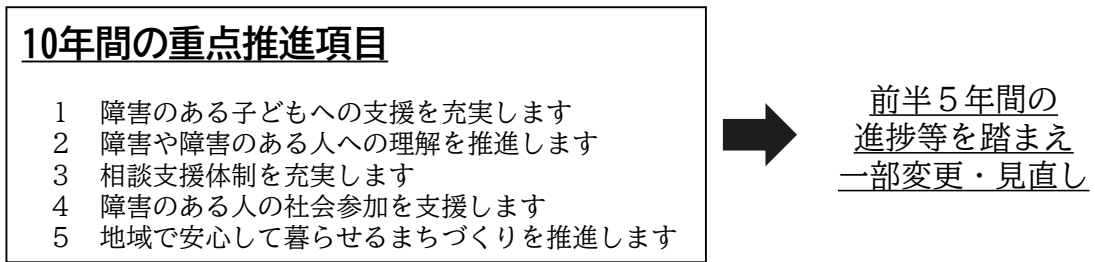
後半5年間の計画の改定においては、上記、「基本理念」、「基本方針」、「施策の方向性」及び各施策、「10年間の重点推進項目」を検証し、見直しを検討したうえで改定します。

2 基本理念と基本方針の設定

「西東京市障害者基本計画」の策定にあたっては、平成26年度に開催した「西東京市地域自立支援協議会 計画策定部会」での検討等を踏まえ、次ページに示す「基本理念」を設定しました。また、「基本理念」を施策・取組として実現・具体化するために、3つの「基本方針」を定めました。

「基本理念」、「基本方針」は、計画年の10年間（平成26（2014）年度～平成35（2023）年度）にわたり、本市が目指していく基本的な方向性を示すものです。基本的には、後半5年間の計画においても継続して掲げていくものとしますが、近年の障害者福祉に関する動向や、西東京市の政策を踏まえ、一部見直すこととします。

◆ 計画の全体像と計画の体系 ◆



基本理念

障害のある人が、その生涯にわたって、個人としての尊厳が守られ、主体的にいきいきと活動し、住み慣れた地域の中で安心して生活できるまちづくりを進めます。

基本方針

- 【基本方針1】
✓ ライフステージ(※)を通じて切れ目のない支援に取り組めます。
- 【基本方針2】
✓ 主体的にいきいきと活動するための支援に取り組めます。
- 【基本方針3】
✓ 地域で安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます。

施策の方向性

- (1) 相談支援・ネットワーク
✓ より相談しやすい窓口の整備と相談機関相互のネットワーク化を進めます。
- (2) 生活支援
✓ ライフステージごとに、必要な支援を受けられる体制を整備します。
- (3) 教育・育成
✓ 必要な時期に必要な療育を受けられるよう早期発見・早期療育体制を整備します。
- (1) 雇用・就業
✓ 障害の特性に合わせた雇用の場の開拓や、障害者施設等への優先調達等を進めます。
- (2) 余暇活動・生涯学習活動
✓ 障害のある人もない人も共に楽しむ様々な余暇活動等の機会を拡大します。
- (1) 広報・啓発
✓ 障害や障害のある人への理解を深めるための取組を進めます。
- (2) 生活環境
✓ バリアフリー環境の整備を進めるとともにグループホーム等の整備を進めます。
- (3) 保健・医療
✓ 障害のある人のニーズを踏まえ、保健・医療分野と福祉の連携を進めます。
- (4) 情報・コミュニケーション
✓ 必要な情報が確実に当事者に届くよう、障害特性に配慮した情報提供を進めます。

↓

後半5年間も
継続・踏襲

↓

前半5年間の
進捗等を踏まえ
一部変更・見直し

↓

前半5年間の
進捗等を踏まえ
一部変更・見直し

3 前半5年間の計画の進捗と課題 (重点推進項目の振り返り)

前半5年間の計画の進捗状況及び、この5年間で把握された課題等について、「重点推進項目」ごとに示しています。

(1) 「重点推進項目1」の進捗状況と課題

【前半5年間の計画で掲げた重点推進項目】

障害のある子どもへの支援を充実します

これまで本市では、障害のある子どもに対する支援として、障害を早期に発見し、早い段階で療育^(※)を受けることができる「早期発見・早期療育」の体制の充実や、障害のある子どもが成長過程を通じて切れ目なく支援を受けられる体制の整備に取り組んできました。

早期発見・早期療育体制の充実に向けては、幼稚園・保育園等への訪問による巡回相談や職員向けの公開講座の実施といった取組を進めてきました。また、障害のある子どもを持つ保護者への支援として、「こどもの発達センター・ひいらぎ」に通所する人を対象とした、ペアレントトレーニング^(※)の講座の開催による子どもとの関わり方の講習や、保護者の悩みを軽減させるための取組としてペア・ピアカウンセリング^(※)、ペアレントメンター^(※)等の取組を実施しました。

一方、アンケート調査やヒアリング調査結果からは、障害のある子どもやその保護者、家族にとって、「安心して相談できる相談窓口を確保すること」、「各種支援制度や障害福祉サービス等、必要な情報が十分に得られていないこと」、「障害児の『居場所』や余暇を過ごす場所が不足していること」といった課題が残されている状況がうかがえます。

【ポイント】

- ✓ 早期発見・早期療育体制の充実
 - ◇ 全数対象の乳幼児健康診査を有効に活かしつつ、その後の療育に結び付けていく体制の整備を進めた。
- ✓ 障害のある子どもを持つ保護者への支援
 - ◇ 「ペア・ピアカウンセリング」「ペアレントメンター」等の取組のほか、就学相談や教育相談において、障害児教育の専門家や臨床心理士等による支援を行った。
- ✓ 教育・相談事業の推進
 - ◇ 「こどもの発達センター・ひいらぎ」での相談対応、幼稚園・保育園等への訪問による相談対応等を実施した。
- ✓ 障害児の放課後等の居場所の充実
 - ◇ 放課後等デイサービスの事業所数は大きく増加。今後は質の向上等が課題。

(2) 「重点推進項目2」の進捗状況と課題

【前半5年間の計画で掲げた重点推進項目】

障害や障害のある人への理解を推進します

「障害者週間」に関連したイベントや、障害に関する各種の講演会等の開催により、障害の有無に関わらず市民が参加できるような交流の場を積極的に提供してきました。

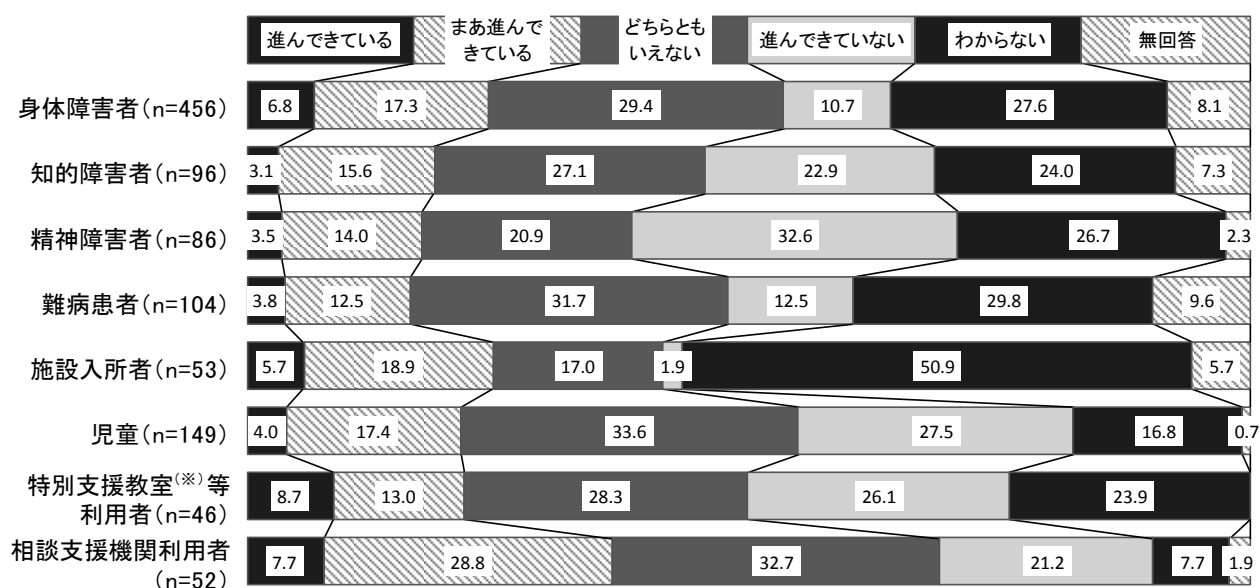
障害のある人への配慮や支援を行う「障害者サポーター^(※)」制度を創設し、市民をサポーターとして認定することや、市報等を通じた継続的な広報・啓発活動を行ってきました。加えて、平成30年度からは、市内のコンビニエンスストア等の店舗に対し、障害者サポーター養成講座の受講を働きかけ、困った時に駆け込むことができるお店を「障害者サポーターがいるお店」として、支援体制の一翼を担っていただくなど、取組を更に拡大させてきました。

また、平成30年度は、市内の中学校の道徳の授業において障害や障害のある人への理解を深めるための啓発活動を行いました。

平成29年度に実施したアンケート調査の結果では、障害や障害者に対する理解について、「進んできている」「まあ進んできている」と回答した人は、身体障害者で計24.1%（前回29.8%）、知的障害者で計18.7%（前回22.4%）、精神障害者で計17.5%（前回24.2%）、難病患者で計16.3%（前回19.8%）と、各調査とも、横ばいからやや減少している状況にあり、職場や学校での生活や、日常生活の様々な場面で、周囲の人の理解が足りないと感じることもあるとの意見もみられるため、理解を高めるための取組を更に進めていく必要があります。

<アンケート調査の結果:障害や障害者への理解が進んでいると思うか>

(%)



注:「n」はアンケートの回答母数

【ポイント】

- ✓ 広報・啓発活動の継続的な実施
 - ◇ 市報や各種イベントを通じて取り組む。
 - ◇ 市民まつりにブース出店を行い、ヘルプカード(※)、ヘルプマーク(※)、障害者差別解消法に関する普及啓発を行った。
 - ◇ 障害者週間に、アスタセンターコートや市民会館を利用した障害者団体などによる自主製品の魅力発信・活動の普及啓発を行ったほか、講演会を実施した。
- ✓ 障害者総合支援センターと地域の交流促進
 - ◇ 「西東京市障害者総合支援センター・フレンドリー(※)」において、フレンドリー祭りを開催し、各事業所、一般利用団体、地域住民との交流を図った。
- ✓ 障害のある人をサポートする仕組みの検討
 - ◇ 平成25年度より障害者サポーター養成講座を実施し、「ヘルプカード」「サポートバンダナ」の普及啓発を行った。

コラム

障害者サポーターと障害者サポーター養成講座（初級編・中級編）

西東京市では、障害のある人もない人も、ともに交流し、支え合う「共生社会」の実現に向け、障害のある方が困っている時に、ちょっとした手助けをする人を「障害者サポーター」として認定する取組を行っています。これまで、計1,300人以上の「障害者サポーター」が誕生しました。

「障害者サポーター」を養成するために、平成25年度より「障害者サポーター養成講座」を開催しています。講座では、障害福祉サービス事業所のスタッフのほか、障害のある人が当事者として講師を務め、自身の体験を知ってもらう場としています。

講座の受講者には、「障害者サポーター」の証しであるサポートバンダナやキーホルダーをお渡ししています。

さらに、「障害者サポーター養成講座・初級編」を受講した人を対象とする、「西東京市障害者サポーター養成講座・中級編」を、平成31（2019）年度からの本格実施に向け、平成30年度に試行実施しました。

これまでに「障害者サポーター」となった方に対するフォローアップや、更なるスキルアップをめざし、障害や障害者に対する理解を更に進めるための講座を行っていきます。

中級編の受講者に対する「受講証明」としては、サポートリストバンドをお渡ししています。



(3) 「重点推進項目3」の進捗状況と課題

【前半5年間の計画で掲げた重点推進項目】

相談支援体制を充実します

西東京市では、「基幹相談支援センター^(※)」（障害福祉課内に設置）及び、「相談支援センター・えぼっく^(※)」を中核的な役割を担うワンストップ^(※)型の相談窓口として位置づけ、地域活動支援センター^(※)である「保谷障害者福祉センター」、「地域活動支援センター・ハーモニー」等の機関と連携し、相談支援体制を構築してきました。平成28年10月には「地域活動支援センター・ブルーム」を開設し、体制の拡充を図りました。

各相談機関においては、相互に連携した上で個別の事例に対応していくことが重要であるとの認識の下、関係する相談機関が参加してのケース会議の開催等による情報の共有を図りました。また、特に子どもや学齢期の児童への対応の充実のため、庁内関係課での検討委員会の開催や、各学校での「教育支援システム」の活用による情報引き継ぎを行うなど、切れ目のない相談支援体制の構築に努めてきました。

アンケート調査やヒアリング調査結果から、市の相談支援体制について望むこととして、各機関や窓口における対応力や課題解決力の向上が挙げられています。また、アンケート調査結果から、家族や親せき以外に「相談できる場所がない」と回答している人が、身体障害者と難病患者で2割以上、知的障害者と精神障害者でも15～16%いる状況にあります。

【ポイント】

✓ 相談機関相互の連携の推進

- ◇ 切れ目のない相談支援体制を構築することを目的に、庁内関係課による検討委員会を開催し、子ども相談業務において、情報共有の必要性と連携の円滑化について検討した。
- ◇ 「基幹相談支援センター」と「相談支援センター・えぼっく」において、定例的なケース会議を行い、連携強化を図った。
- ◇ 相談支援部会において、事例検討や相談支援マニュアルの作成について検討し、相談支援機関との連携強化に努めた。

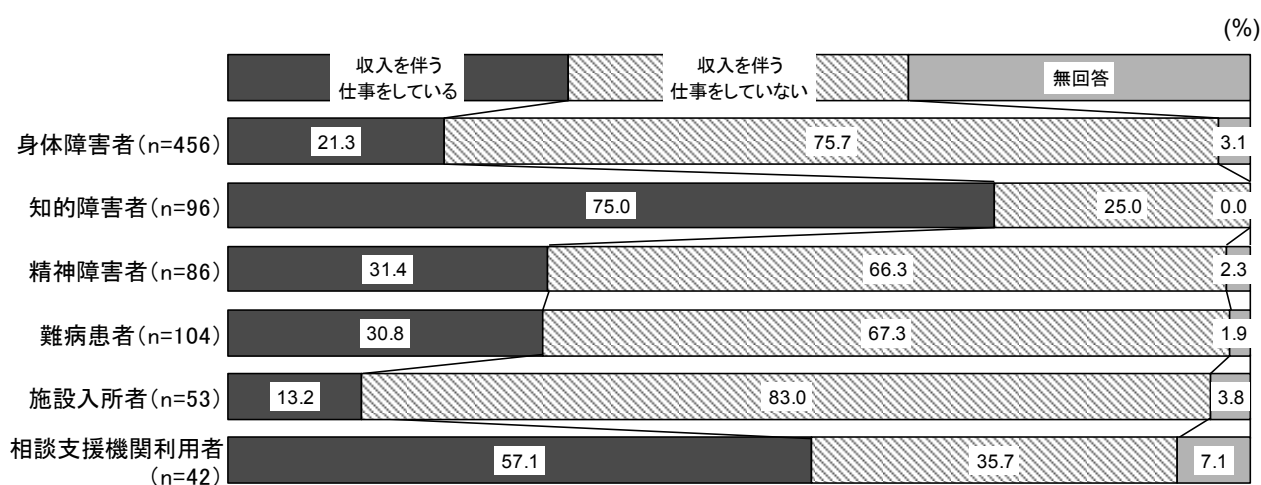
(4) 「重点推進項目4」の進捗状況と課題

【前半5年間の計画で掲げた重点推進項目】

障害のある人の社会参加を支援します

平成29年度時点での障害者の就労状況（収入を伴う仕事をしている人の割合）は、身体障害者で21.3%（前回28.4%）、知的障害者で75.0%（前回77.7%）、精神障害者で31.4%（前回52.2%）、難病患者で30.8%、施設入所者で13.2%（前回18.4%）、相談支援機関利用者で57.1%でした。

<アンケート調査の結果：収入を伴う仕事をしているか>



日中活動の場の確保に関しては、活動の「選択肢」を増やすこととともに、その質的な充実も重要です。障害者に対する「選択肢」の一つとして、知的障害者の利用を中心とする「地域活動支援センター・ブルーム」が平成28年度に設置されました。

アンケート調査結果より、障害者の日中活動に関する意向は、「直近1年間に行った活動」では、「買い物」「旅行」が各調査で高くなっています。「趣味などのサークル活動」は、身体障害者、知的障害者、児童で2割前後、「スポーツやレクリエーション」は児童、相談支援機関利用者で5割を超えています。

「今後、行いたい活動」も、「直近1年間に行った活動」と同様の傾向がみられます。

<アンケート調査の結果:直近1年間に行った活動(複数回答)>

n=	(%)						
	買い物	選挙の投票	旅行	趣味などのサークル活動	スポーツやレクリエーション	講座や講演会などへの参加	
身体障害者	456	69.1	53.5	33.8	21.5	19.5	9.0
知的障害者	96	69.8	44.8	55.2	18.8	41.7	2.1
精神障害者	86	66.3	45.3	27.9	9.3	29.1	7.0
難病患者	104	65.4	59.6	34.6	13.5	21.2	12.5
施設入所者	53	81.1	15.1	58.5	7.5	45.3	1.9
児童	149	74.5	-	67.8	17.4	57.7	2.0
相談支援機関利用者	52	78.8	38.5	46.2	11.5	51.9	11.5
		地域の行事やお祭り	ボランティア活動	障害者団体の活動	その他	特に何もしていない	無回答
身体障害者		7.0	4.6	3.5	2.2	14.9	4.4
知的障害者		10.4	4.2	18.8	1.0	9.4	2.1
精神障害者		9.3	7.0	5.8	3.5	10.5	9.3
難病患者		6.7	6.7	1.0	1.9	10.6	2.9
施設入所者		35.8	3.8	5.7	3.8	3.8	5.7
児童		49.7	0.7	10.1	2.0	10.1	0.7
相談支援機関利用者		28.8	7.7	30.8	7.7	7.7	1.9

<アンケート調査の結果:今後、行いたい活動(複数回答)>

n=	(%)						
	買い物	選挙の投票	旅行	趣味などのサークル活動	スポーツやレクリエーション	講座や講演会などへの参加	
身体障害者	456	44.1	29.4	49.6	27.0	19.7	16.9
知的障害者	96	57.3	24.0	60.4	26.0	40.6	4.2
精神障害者	86	44.2	27.9	33.7	22.1	25.6	15.1
難病患者	104	45.2	35.6	58.7	22.1	28.8	17.3
施設入所者	53	71.7	7.5	64.2	13.2	39.6	0.0
児童	149	57.7	-	63.8	56.4	79.2	12.8
相談支援機関利用者	52	53.8	26.9	65.4	42.3	55.8	11.5
		地域の行事やお祭り	ボランティア活動	障害者団体の活動	その他	特に活動したくない	無回答
身体障害者		11.2	6.8	6.1	3.5	15.1	10.1
知的障害者		20.8	4.2	19.8	1.0	10.4	10.4
精神障害者		17.4	10.5	11.6	10.5	14.0	8.1
難病患者		8.7	7.7	1.0	4.8	13.5	5.8
施設入所者		24.5	5.7	1.9	5.7	3.8	9.4
児童		56.4	13.4	14.8	4.0	3.4	5.4
相談支援機関利用者		32.7	7.7	23.1	5.8	7.7	5.8

【ポイント】

- ✓ 知的障害者を主に対象とする地域活動支援センターの設置
 - ◇ 「地域活動支援センター・ブルーム」を開設（平成28年度）。
- ✓ 就労援助事業の実施
 - ◇ 「障害者就労支援センター・一歩」にコーディネーターを配置し、必要な支援を行った。
 - ◇ 障害者就労支援セミナーを開催し、関係機関とのネットワーク構築に努めた。

(5)「重点推進項目5」の進捗状況と課題

【前半5年間の計画で掲げた重点推進項目】

地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるためのまちづくりとして、これまで、ハード面では、建造物、道路等のバリアフリー化を進めてきたほか、防災・防犯対策を推進してきました。災害対策においては、避難行動要支援者^(※)個別計画の作成を進め、障害特性等に配慮した災害対策に取り組んできました。また、地域における居住の場として、民間法人によるグループホーム等設置の誘致に取り組んだことで、グループホームの数は増加傾向にあります（平成30年12月時点、市内に41ユニット^(※)）。

ソフト面では、「障害者虐待防止センター^(※)」での対応や、イベント等での啓発活動による虐待の防止、権利擁護^(※)制度や成年後見制度^(※)の活用支援に取り組んできました。

一方で、アンケート調査やヒアリング調査結果から、障害者が地域で安心して暮らしていくために必要なことや、不安に感じていることとして、様々な課題が挙げられており、今後、対応を検討していく必要があります。

【ポイント】

- ✓ 障害者虐待防止センター機能の充実
 - ◇ 障害者虐待防止センターの窓口を設置し、虐待の通報・届出に対する迅速・適切な対応や、虐待の未然の防止に努めた。
 - ◇ 虐待防止に関するイベントを実施し、市民まつりにおいて啓発活動を行った。
- ✓ 権利擁護センター・あんしん西東京との連携
 - ◇ 権利擁護センターでは、申立ての手續支援を行うなどとともに、講演会の開催や、広報誌の発行などを通じて、権利擁護制度の普及啓発に努めた。
- ✓ グループホーム等の整備
 - ◇ 社会福祉法人等による設置に協力、事業所の誘致等を行った。
- ✓ 避難行動要支援者個別計画の作成
 - ◇ 避難行動要支援者を対象とし、避難行動要支援者個別計画の作成を順次進めている。
 - ◇ 防災知識の普及啓発のために、多くの市民を対象に防災講話を実施した。
- ✓ その他、障害者が地域で安心して暮らしていくために必要なこと
 - ◇ 地域で暮らしていくには、地域の理解が何よりも重要
 - ◇ 障害者の視点を意識した防災や災害対策の充実
 - ◇ 障害のある人が65歳を迎える際に、障害福祉サービスから介護保険サービスへとスムーズに移行する体制の構築

第3章 後半5年間の計画の骨子と重点推進項目

1 後半5年間の計画の全体像

後半5年間の「西東京市障害者基本計画」は、前半5年間の計画と同様に、「基本理念」及び3つの「基本方針」に紐づける形で、「施策の方向性」及び、市が展開・推進していく個別の具体的な各施策を定めました。各施策は、計画改定作業部会での検討や、担当課による取組状況等を踏まえ、一部を見直しました。

また、「10年間の重点推進項目」として掲げた5項目は、進捗状況や計画改定作業部会での検討を踏まえ、一部を見直し、次ページ以降に掲げる5項目を新たに設定しました。

2 後半5年間の計画の基本理念と基本方針

後半5年間の「西東京市障害者基本計画」は、前半5年間の計画の進捗状況や「西東京市地域自立支援協議会 計画改定作業部会」における検討状況、また国が示す「地域包括ケアシステムの構築」及び、西東京市が掲げる「『健康』応援都市の実現」といった政策を計画全般に反映させていきます。

西東京市では「健康」の概念を広くとらえ、市民一人ひとりのこころやからだの健康はもとより、生活環境も健康水準を向上させるための要素ととらえ、「健康」応援都市の実現を目指しています。

後半5年間の計画の基本理念と基本方針は、前半5年間の計画で掲げた基本理念と基本方針を基に、こうした考え方を踏まえ、以下のとおり設定します。

◆ 後半5年間の計画の基本理念と3つの基本方針 ◆

基本理念

障害のある人が、その生涯にわたって、
個人としての尊厳が守られ、主体的にいきいきと活動し、
住み慣れた地域の中で安心して生活できるまちづくりを進めます。

基本方針1

ライフステージを通じて切れ目のない支援に取り組みます。

基本方針2

主体的にいきいきと活動するための支援に取り組みます。

基本方針3

地域で安心して快適に、健康であると実感しながら暮らすことができるまちづくりを進めます。

見直し

◆ 後半5年間の計画の全体像 ◆

一部見直し

5年間の重点推進項目

- 1 障害や障害のある人を理解し、「共生社会」の実現を目指します
- 2 障害のある人の社会参加を支援します
- 3 地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します
- 4 障害のある人や家族へ、切れ目のない支援を充実します
- 5 相談支援体制を充実します

施策の方向性、施策内容を一部見直し

基本理念

基本方針

施策の方向性

障害のある人が、その生涯にわたって、個人としての尊厳が守られ、主体的にいきいきと活動し、住み慣れた地域の中で安心して生活できるまちづくりを進めます。

【基本方針1】
 ✓ ライフステージを通じて切れ目のない支援に取り組みます。

【基本方針2】
 ✓ 主体的にいきいきと活動するための支援に取り組みます。

【基本方針3】
 ✓ 地域で安心して快適に、健康であると実感しながら暮らすことができるまちづくりを進めます。

見直し

(1) 相談支援・ネットワーク
 ✓ より相談しやすい窓口の整備と相談機関相互のネットワーク化を進めます。

(2) 生活支援
 ✓ ライフステージごとに、必要な支援を受けられる体制を整備します。

(3) 教育・育成
 ✓ 必要な時期に必要な療育を受けられるよう早期発見・早期療育体制を整備します。

(1) 雇用・就業
 ✓ 障害の特性に合わせた雇用の場の拡大や、適切な就労支援、障害者施設等への優先調達等を進めます。

見直し

(2) 余暇活動・生涯学習活動
 ✓ 障害のある人もない人も共に楽しむ様々な余暇活動等の機会を拡大します。

(1) 広報・啓発
 ✓ 障害や障害のある人への理解を深めるための取組を進めます。

(2) 生活環境
 ✓ バリアフリー環境の整備を進めるとともにグループホーム等の整備を進めます。

(3) 保健・医療
 ✓ 障害のある人のニーズを踏まえ、保健・医療分野と福祉の連携を進めます。

(4) 情報・コミュニケーション
 ✓ 必要な情報が確実に当事者に届くよう、障害特性に配慮した情報提供を進めます。

3 後半5年間の計画の重点推進項目

前半5年間における各施策の進捗状況や、平成29年度に実施したアンケート調査、ヒアリング調査の結果、平成30年度に開催した「西東京市地域自立支援協議会 計画改定作業部会」における検討等を踏まえ、次の5つの項目を重点推進項目として設定しました。

今後、後半5年間の計画期間である平成31(2019)年度から平成35(2023)年度の5年間において、重点的に関連施策を推進していきます。

重点推進項目1

障害や障害のある人を理解し、「共生社会」の実現を目指します

障害のある人もない人も、学校、職場、地域の中で共に交流し、支え合う、「共生社会」の実現を目指します。誰もが安全安心に暮らしていけるように、日常生活や様々な機会を通じて、地域住民の障害や障害のある人への理解や、その合理的配慮に関する理解、啓発活動に力を入れていきます。

これまでに実施してきた、市民まつり、障害者週間イベント等における啓発活動、公立学校在籍児童及び生徒へのヘルプマーク周知等を引き続き実施していくとともに、障害福祉サービス事業所や障害者支援団体と連携し、行事や催しにおけるボランティア体験等の取組の推進や、障害や障害者への理解促進につながる取組を一体となり行っていきます。

このほか、近年、認知が進んでいるものの比較的新しい考え方である、「大人の発達障害」について、認識や理解を広め、学校や職場等、日常生活において生きづらさを感じつつ過ごしている人を少しでも少なくしていくよう努めていきます。

理解や啓発に向けた具体的な方策としては、これまでに実施してきた取組に加え、より小規模の、地域に根差した交流の場を設けることや、学校教育と連携した上で、小中学校等での講座や理解に向けた取組の実施を検討するなど、障害や障害者に対する理解を今まで以上に広めていくために、継続的な取組を行っていきます。

また、障害の有無に関わらず、子どもがともに成長できるよう、市の子育て支援施策とも連携し、障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。障害に対する理解や啓発においては、幼少期における体験も重要であることから、障害のある子どもと障害のない子どもの交流の活発化も目指します。学齢期においては、担当課と連携の上、副籍制度^(※)の活用を推進していくなどの方策を検討していきます。

市独自の普及啓発の取組として実施している「障害者サポーター養成講座」は、平成30年度で6年目を迎えています。養成講座の実施等を通じ、障害者に対する「ちょっとした配慮や支援」を積極的に行うサポーターを今後も継続的に増やしていくとともに、サポーターとなった人に対するフォローアップを充実させていきます。

関連施策

- 市報や各種イベントを通じた広報・啓発活動の充実 【3-(1)-1】
- 障害者団体の交流機会の活用 【3-(1)-3】
- 障害者総合支援センターと地域の交流促進 【3-(1)-4】
- 障害のある人をサポートする仕組みの検討 【3-(1)-11】

注：施策のあとの番号は、施策の進捗管理を的確に行うために施策ごとに付与した番号です。

コラム

コミュニケーションボード

障害者差別解消法においては、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が求められています。

西東京市では、「合理的配慮の提供」の一環として、コミュニケーションボード（話し言葉によるコミュニケーションに障壁のある人が、コミュニケーションをとりやすくするための支援ツール）を独自に作成しています。

コミュニケーションボードは市役所窓口等に配備しています。



重点推進項目2

障害のある人の社会参加を支援します

就労のほか、日中活動への参加といった、更なる社会参加を支援していくとともに、障害のある人が、それぞれの知識・スキルを活かして、地域の中で活躍できるまちを目指します。

就労に関する支援は、一般就労^(※)の拡大に向けた支援と共に、障害者就労施設における工賃の向上等に引き続き取り組めます。

一般就労の拡大に向けては、まず市内の事業所等における障害者雇用状況の現状把握に努めます。その上で、障害者雇用に意欲のある民間企業との連携により、障害者の能力を考慮した、多様な働き方・勤務形態の雇用の確保に取り組めます。

一般就労の拡大に向けては、福祉的就労から一般就労への移行の促進、一般就労後の職場定着が課題となっています。一般就労への移行・定着の促進のため、ジョブコーチが職場に訪問することのほか、新たな障害福祉サービスである「就労定着支援」を展開する事業所との連携による、安定して働くための定期的なフォローアップ等に取り組めます。

就労に限らず、日中活動への参加については、今後も文化・芸術・スポーツ等の活動や生涯学習、余暇活動に対する支援を継続していきます。この中で、スポーツに関しては、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えた障害者スポーツの振興の視点だけでなく、スポーツを通じた共生社会の実現に向けて、スポーツ活動への支援の充実など、地域で障害のある人が活躍できる機会・場づくりの推進を図っていきます。

関連施策

- 就労援助事業の実施 【2-(1)-1】
- 就労機会の拡大 【2-(1)-2】
- 授産製品の販路拡大 【2-(1)-6】
- 障害者施設等への優先購入（調達）の推進 【2-(1)-7】
- 就労継続支援A型事業所や就労移行支援事業所の誘致 【2-(1)-9】
- 障害のある人のスポーツ機会の充実 【2-(2)-2】

重点推進項目3

地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します

障害のある方が住み慣れた地域で、いつまでも心身共に健康で、安心して暮らし続けていくためには、まず住まいの確保は最重要であるとの考え方に基づき、また、親亡き後を見据えた居住の場の整備などの観点からも、今後も引き続きグループホームの設置、開設に向けた取組を進めていきます。また、「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」では、2020年度末までに、「地域生活支援拠点等」^(※)（障害者の地域での居住支援のための機能の集約を行う拠点）を整備することを目標としています。整備を進めることで、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。

障害者が安心して暮らせる地域やまちづくりの実現には、出発点として、重点推進項目の1でも掲げている「障害や障害者への理解の推進・深化」が重要です。その上で、居住の場の確保・充実や、災害対策の更なる充実に向けて引き続き取り組みます。

このほか、障害者が安全に、安心して生活できる住環境や、移動しやすい環境を整備し、利用しやすさに配慮した施設等を普及促進することで、障害者の生活環境における社会的障壁を取り除き、地域における、施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさといった、様々な分野における「アクセシビリティ」を高めていきます。

障害者に対する虐待を未然に防ぎ、早期発見と迅速な対応を図るため、その啓発活動及び障害者虐待防止センター（障害福祉課内に設置）の広報活動を、他の施策に関する活動及び広報と連携して行っていきます。

成年後見制度については、現在は「西東京市権利擁護センター・あんしん西東京」で活用に関する相談を受けているほか、東京都で取り組む後見人等候補者養成事業に基づき、講習会や実習により後見人に就任するための研修を実施しているところです。今後、より一層の活用支援に向け、制度や、相談機関の周知活動等に引き続き取り組みます。

ハード面の取組として、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律や東京都福祉のまちづくり条例に基づき、ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮したまちづくりを進めていきます。

関連施策

- 障害者虐待防止センター機能の充実 【3-(1)-6】
- 西東京市権利擁護センター・あんしん西東京との連携 【3-(1)-7】
- グループホーム等の整備 【3-(2)-1】
- 人にやさしいまちづくりの推進 【3-(2)-2】
- 避難行動要支援者個別計画の作成 【3-(2)-15】

重点推進項目4

障害のある人や家族へ、切れ目のない支援を充実します

障害のある人やその家族に対し、どの世代においても障害や世代に応じた必要な支援が受けられるように、情報を届ける仕組みや切れ目のない支援体制の構築を進めていきます。

障害のある子どもへの支援については、これまでに推進してきた、「早期発見・早期療育」を中心とした各種支援策を引き続き行っていきます。

加えて、保護者・家族への支援について、より重点的に取り組みます。特に、医療的ケア^(※)が必要な障害児について、その在宅生活においては、必要な福祉サービスが受けにくいことや、医療、福祉、教育等の関係機関との連携が決して十分ではないこと等から家庭に大きな負担がかかっていることから、保護者や家族がレスパイト^(※)を行えるよう環境を整えていきます。

また、発達障害の可能性が考えられる児童については、保護者が相談機関の利用に消極的になってしまうこと等により、支援につながりにくい状況も一部、見受けられます。保護者が悩みを抱え込んでしまわないように、東京都発達障害者支援センター・TOSCAと連携し、ペアレントメンターの活動や、ペアレントトレーニング等を充実させることで、保護者を支援していきます。

障害のある児童・生徒の学校生活における課題等については、学校や、教育委員会と連携しながら対応してまいります。

障害福祉サービスの利用に関しては、65歳を迎えた障害者が障害福祉サービスから介護保険サービスへ移行する際に、スムーズに移行できる体制の構築に努めます。基幹相談支援センターと地域包括支援センターの連携強化による情報共有や、互いの職員のスキルアップに向けた取組を行うほか、対象となる人の移行に向けた対応を丁寧に行ってまいります。

高次脳機能障害^(※)者への支援については、「保谷障害者福祉センター」において、医療機関との連携や相談事業、相談専門ダイヤルの設置を実施しています。また、医療圏域5市を中心に結成された北多摩北部地域高次脳機能障害者支援ネットワーク協議会において、普及啓発や家族会への支援に取り組んでいます。

若年性認知症の支援については、東京都が実施している相談支援機関（若年性認知症総合支援センター）の情報提供に努めていきます。

関連施策

- 高次脳機能障害者に対する支援策の検討・実施 【1-(2)-3】
- 障害のある人の高齢化による身体機能の低下への対応 【1-(2)-11】
- 早期発見・早期療育体制の充実 【1-(3)-1】
- 障害のある子どもを持つ保護者への支援 【1-(3)-2】
- 療育・教育相談事業の推進 【1-(3)-4】

重点推進項目5

相談支援体制を充実します

引き続き各相談支援機関の認知・浸透を図り、支援を必要とする人が適切な相談支援機関を確保できるよう、努めていきます。加えて、ワンストップ型の相談窓口機能の充実等、地域における相談支援体制の底上げを図ります。

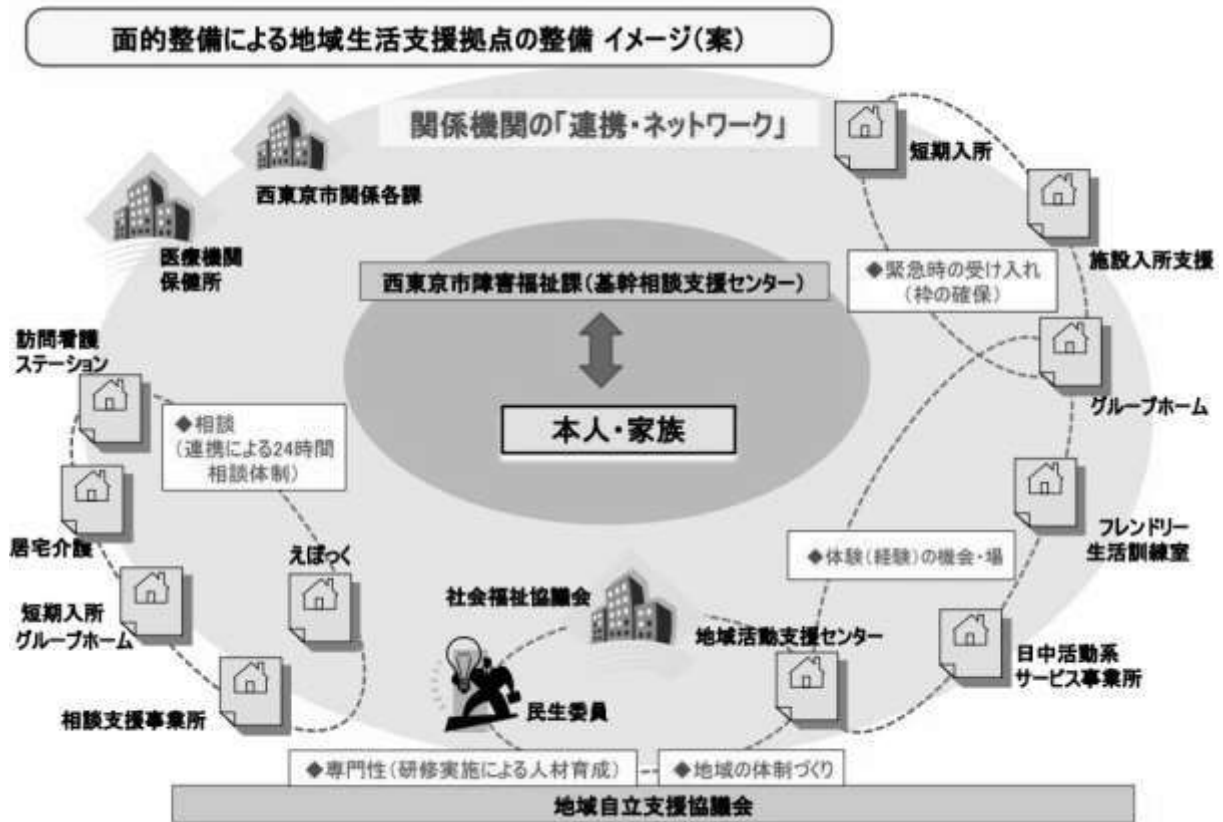
地域全体での相談支援体制の構築は、「地域生活支援拠点等」の整備においても、重要な考え方の一つとされています。西東京市では、「基幹相談支援センター」（障害福祉課）とともに、「相談支援センター・えぽっく」をワンストップ型の相談窓口として位置づけてきました。「えぽっく」については、今後の基幹相談支援センター化を見据え、困難事例への対応等により、基幹相談支援センターとしての対応手法等の実践を通じ、相談支援体制の底上げを図ります。そのうえで、「基幹相談支援センター」と「えぽっく」の役割分担を含めた、地域全体の相談支援体制のあり方をより具体的に検討し、「地域生活支援拠点等」の整備を行う、2020年度末までに整備することを目標とします。

地域活動支援センターでは、各種申請等の手続支援、障害福祉サービスの案内、事業所や日中活動先の相談、日常生活のフォロー、サービス調整等、一般相談、同行支援、訪問支援の充実を、人的配置の課題を整理しながら検討します。

また、個別の相談内容に対する対応力の強化に向け、相談員のスキルアップに加え、地域全体の社会資源を広く充実させていきます。加えて、相談支援機関や市の関係部署との連携をより一層図り、情報の一元・共有化等を進めていきます。

関連施策

-
- 相談機関相互の連携の推進 【1-(1)-1】
 - 地域活動支援センターにおける相談支援体制の充実 【1-(1)-2】
-



注：協議会開催時点でのイメージ図
 出典：西東京市地域自立支援協議会（平成28年度第3回）資料



第4章 施策の展開

基本理念	基本方針	施策の方向性
<p>障害のある人が、その生涯にわたって、個人としての尊厳が守られ、主体的にいいきと活動し、住み慣れた地域の中で安心して生活できるまちづくりを進めます。</p>	<p>基本方針1に関する施策</p> <p>～ライフステージを通じて切れ目のない支援に取り組みます。～</p>	<p>(1) 相談支援・ネットワーク [より相談しやすい窓口の整備と相談機関相互のネットワーク化を進めます。]</p>
		<p>(2) 生活支援 [ライフステージごとに、必要な支援を受けられる体制を整備します。]</p>
	<p>基本方針2に関する施策</p> <p>～主体的にいいきと活動するための支援に取り組みます。～</p>	<p>(3) 教育・育成 [必要な時期に必要な療育を受けられるよう、早期発見・早期療育体制を整備します。]</p>
	<p>(1) 雇用・就業 [障害の特性に合わせた雇用の場の拡大や、適切な就労支援、障害者施設等への優先調達等を進めます。]</p>	
<p>(2) 余暇活動・生涯学習活動 [障害のある人もない人も共に楽しむ様々な余暇活動等の機会を拡大します。]</p>		

事業グループ	具体的な施策
① 相談支援体制の充実	1-(1)-1 相談機関相互の連携の推進
	1-(1)-2 地域活動支援センターにおける相談支援体制の充実
	1-(1)-3 当事者等による身近な相談活動への支援
	1-(1)-4 民生委員・児童委員の相談活動の充実
① 福祉サービスの充実	1-(2)-1 レスパイトや短期入所等を行う事業所の誘致
	1-(2)-2 難病患者に対するサービス提供体制の確保に向けたニーズ把握
	1-(2)-3 高次脳機能障害者に対する支援策の検討・実施
	1-(2)-4 発達障害者（児）に対する支援策の検討・実施
	1-(2)-5 障害のある人の家族に対する支援
	1-(2)-6 地元の大学等、教育機関と連携した福祉人材の育成・確保
	1-(2)-7 専門的人材の育成
② サービスの質の確保・向上	1-(2)-8 民間事業所のサービス体制の向上に向けた支援
	1-(2)-9 サービス事業所に対する第三者評価
③ 障害者福祉基盤の整備	1-(2)-10 地域自立支援協議会等のネットワークを活用した支援機関相互の連携の推進
	1-(2)-11 障害のある人の高齢化による身体機能の低下への対応
	1-(2)-12 若年の身体障害者が利用できるサービス事業所の誘致
④ 地域における支援体制の整備	1-(2)-13 ほっとするまちネットワークシステムの充実
	1-(2)-14 地域で活動している組織や団体への支援の充実
	1-(2)-15 地域資源の活用
	1-(2)-16 ヘルプカードの活用
① 障害児の育ちを支える体制の整備	1-(3)-1 早期発見・早期療育体制の充実
	1-(3)-2 障害のある子どもを持つ保護者への支援
	1-(3)-3 要支援児童等への連携強化
	1-(3)-4 療育・教育相談事業の推進
	1-(3)-5 幼稚園・保育園の入園に対する支援
	1-(3)-6 ことばの発達・発音などに心配のある子どもの言語訓練・相談の実施
	1-(3)-7 中等度難聴児発達支援事業の実施
	1-(3)-8 こどもの発達センター・ひいらぎ事業の推進
② 一人ひとりのニーズに応じた教育の推進	1-(3)-9 特別支援学級 ^(※) の整備
	1-(3)-10 特性に応じた教育課程と教育内容の充実
	1-(3)-11 子どもや保護者にとって、身近で安心できる相談体制
	1-(3)-12 学校入学前後の支援の継続に関する取組の充実
	1-(3)-13 介助員制度の実施
③ 放課後等の居場所の充実	1-(3)-14 障害児の放課後等の居場所の充実
① 適性や能力に応じた就労の場の確保	2-(1)-1 就労援助事業の実施
	2-(1)-2 就労機会の拡大
	2-(1)-3 市内事業所への広報・啓発及び情報提供の充実
	2-(1)-4 市における雇用拡大
	2-(1)-5 障害特性に合わせた雇用の場の拡大の検討
② 授産製品の販路拡大	2-(1)-6 授産製品の販路拡大
	2-(1)-7 障害者施設等への優先購入（調達）の推進
③ 就労訓練等の実施	2-(1)-8 就労訓練の実施
	2-(1)-9 就労継続支援A型事業所や就労移行支援事業所の誘致
	2-(1)-10 市内の就労系障害福祉サービス事業所での工賃水準の向上
① 余暇活動・生涯学習活動の充実	2-(2)-1 生涯学習の推進
	2-(2)-2 障害のある人のスポーツ機会の充実
	2-(2)-3 障害者スポーツ支援事業の実施
	2-(2)-4 図書館におけるハンディキャップ・サービスの充実

第4章 施策の展開

基本理念	基本方針	施策の方向性
<p>障害のある人が、その生涯にわたって、個人としての尊厳が守られ、主体的にいきいきと活動し、住み慣れた地域の中で安心して生活できるまちづくりを進めます。</p>	<p>基本方針2に関する施策</p>	<p>(2) 余暇活動・生涯学習活動</p>
	<p>基本方針3に関する施策</p> <p>～地域で安心して快適に、健康であると実感しながら暮らすことができるまちづくりを進めます。～</p>	<p>(1) 広報・啓発 [障害や障害のある人への理解を深めるための取組を進めます。]</p>
		<p>(2) 生活環境 [バリアフリー環境の整備を進めるとともに、グループホーム等の整備を進めます。]</p>
		<p>(3) 保健・医療 [障害のある人のニーズを踏まえ、保健・医療分野と福祉との連携を進めます。]</p>
<p>(4) 情報・コミュニケーション [必要な情報が確実に当事者に届くよう、障害特性に配慮した情報提供を進めます。]</p>		

事業グループ	具体的な施策
① 余暇活動・生涯学習活動の充実	2-(2)-5 公民館における障害者学級の実施
	2-(2)-6 ゲストティーチャーや講師としての活用
① 障害や障害のある人への理解の推進	3-(1)-1 市報や各種イベントを通じた広報・啓発活動の充実
	3-(1)-2 障害についての理解を図る教育の推進
	3-(1)-3 障害者団体の交流機会の活用
	3-(1)-4 障害者総合支援センターと地域の交流促進
	3-(1)-5 公民館事業を活用した障害者との交流の推進
② 権利擁護体制の活用	3-(1)-6 障害者虐待防止センター機能の充実
	3-(1)-7 権利擁護センター・あんしん西東京との連携
	3-(1)-8 成年後見制度の適正な利用促進
	3-(1)-9 地域福祉権利擁護事業の普及と活用
③ ボランティア活動の推進	3-(1)-10 ボランティア活動の機会の活用
	3-(1)-11 障害のある人をサポートする仕組みの検討
	3-(1)-12 ボランティアの育成支援
① 地域における生活基盤の整備	3-(2)-1 グループホーム等の整備
	3-(2)-2 人にやさしいまちづくりの推進
② 人にやさしいまちづくりの推進	3-(2)-3 公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進
	3-(2)-4 歩行環境の整備
	3-(2)-5 障害者専用駐車スペースの確保
	3-(2)-6 学校施設のバリアフリー化の推進
	3-(2)-7 市民への正しい情報提供、意識啓発の推進
	3-(2)-8 助成制度の活用によるバリアフリーの誘導
	3-(2)-9 誰もが利用しやすい交通体系の整備・充実に向けた検討
	3-(2)-10 移送サービスの推進
③ 外出の支援	3-(2)-11 自動車運転教習費用の補助・自動車改造費の助成
	3-(2)-12 自動車燃料費の助成・タクシー利用券の交付
	3-(2)-13 身体障害者補助犬法の周知
	3-(2)-14 安心安全いーなメール配信サービスの活用
	3-(2)-15 避難行動要支援者個別計画の作成
④ 緊急時対策、防災・防犯対策の充実	3-(2)-16 防災訓練の充実
	3-(2)-17 社会福祉施設等と地域の連携
	3-(2)-18 緊急時の医療等の体制の整備
	3-(2)-19 災害発生時の避難経路や避難先での安全・安心の確保
	3-(2)-20 悪質商法などの被害の防止
	3-(3)-1 医療的なケアを行う事業所等の誘致
① 保健・医療体制の充実	3-(3)-2 かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の普及
	3-(3)-3 地域健康づくり・リハビリテーション等の展開
	3-(3)-4 在宅歯科診療の充実
	3-(3)-5 健康診査の情報提供
	3-(3)-6 精神保健・医療の充実
	3-(3)-7 医療費の助成
② 医療費の助成	3-(3)-7 医療費の助成
① 情報提供体制の充実	3-(4)-1 「障害者のしおり」の活用
	3-(4)-2 障害特性に配慮した情報提供
	3-(4)-3 ウェブアクセシビリティの確保・維持・向上
② コミュニケーション体制の充実	3-(4)-4 市役所における窓口対応方法の検討
	3-(4)-5 市役所における手話通訳者の配置
	3-(4)-6 手話通訳者・要約筆記者の派遣
	3-(4)-7 身体障害者電話使用料等の助成
	3-(4)-8 郵便による不在者投票制度、代理投票制度、点字投票制度（投票における配慮）

1 基本方針1に関する施策

～ライフステージを通じて切れ目のない支援に取り組みます。～

(1) 相談支援・ネットワーク

① 相談支援体制の充実

施策名	内 容	担当課
1-(1)-1 相談機関相互の連携の推進	<p>障害の発見から就学までの療育、学齢期、卒業後の生活といった各ライフステージを通じて、障害のある人それぞれに応じた切れ目のない支援を行う際の枠組みの中心となる「基幹相談支援センター」の活動内容を充実させます。「基幹相談支援センター」は、庁内外の相談支援機関の連携・調整の要として、一人ひとりの情報や課題の共有を図り、困難事例等にも対応できるよう努めます。</p> <p>また、個人情報の取扱いや活用方法について、書式の統一化も含め検討を進めていきます。</p>	障害福祉課 健康課 子育て支援課 児童青少年課 子ども家庭支援センター 協働コミュニティ課 教育指導課 教育支援課
1-(1)-2 地域活動支援センターにおける相談支援体制の充実	<p>現在市内に設置されている地域活動支援センターである「地域活動支援センター・ハーモニー」、「保谷障害者福祉センター」、「地域活動支援センター・ブルーム」における相談の充実に努めるとともに、地域自立支援協議会相談支援部会を通じて、相談支援機関との連携を進め、一層の相談支援体制の充実を図ります。</p>	障害福祉課
1-(1)-3 当事者等による身近な相談活動への支援	<p>障害のある人やその家族が、当事者としての経験や知識を生かして相談を受ける、身近な相談活動への支援を行います。</p> <p>具体的には、障害のある人自身が相談相手となる身体障害者相談員・知的障害者相談員や、障害のある子どもを持つ保護者が相談相手となるペア・ピアカウンセリング等について、引き続き実施するとともに東京都のペアレントメンター養成事業を活用します。</p>	障害福祉課

施策名	内 容	担当課
1-(1)-4 民生委員・児童委員の相談活動の充実	生活困窮者、高齢者、障害者、児童、母子など援助を必要とする人の相談・指導・助言などを行っている民生委員・児童委員の相談活動に対して、必要な情報の提供を行うなどの支援に努め、相談活動の充実を図ります。	生活福祉課

(2) 生活支援

① 福祉サービスの充実

施策名	内 容	担当課
1-(2)-1 レスパイトや短期入所等を行う事業所の誘致	レスパイトや緊急時対応が可能な事業所（短期入所等）の確保に向け、民間法人の誘致等を踏まえ、検討します。	障害福祉課
1-(2)-2 難病患者に対するサービス提供体制の確保に向けたニーズ把握	新たに福祉サービスの対象となった難病患者に対するサービス提供体制の確保のため、平成 29 年度に実施したアンケート調査においては、難病患者を対象としたアンケート調査も行い、福祉サービス等のニーズの把握に務めました。今後も同様に、難病患者も対象とし、調査の実施及びニーズの把握を行います。	障害福祉課
1-(2)-3 高次脳機能障害者に対する支援策の検討・実施	「北多摩北部地域高次脳機能障害者支援ネットワーク協議会」の活動への参加・協力を通して、広域での支援体制整備については引き続き検討を進めます。	障害福祉課
1-(2)-4 発達障害者(児)に対する支援策の検討・実施	現在、未就学の発達障害児については、平成 30 年度から分室「ひよっこ」を統合した「こどもの発達センター・ひいらぎ」において、生活指導や課題学習、療育等を実施しており、18 歳以上の発達障害者については、「相談支援センター・えぼっく」、「地域活動支援センター・ハーモニー」、「障害者就労支援センター・一歩」、障害福祉課、学校や教育委員会といった関係機関とも連携しながら支援を提供するとともに、ライフステージを通じて切れ目ない支援を提供できるよう、関係機関の連携のための体制整備と、そのための方策を進めます。	健康課 障害福祉課 保育課 教育支援課

第4章 施策の展開

施策名	内 容	担当課
1-(2)-5 障害のある人の 家族に対する支 援	障害のある人の家族の高齢化により発生するサービスのニーズを見据え、包括的相談支援体制の構築、アクセシビリティ向上の視点を取り入れた障害のある人の家族に対する支援を継続します。	障害福祉課
1-(2)-6 地元の大学等、 教育機関と連携 した福祉人材の 育成・確保	最新の知識や技術を身につけた学生の市内の福祉施設での実習受入や、市や市内で求める人材や技術についての意見交換など、地元の大学等と連携した福祉人材の育成・確保に努めます。	生活福祉課
1-(2)-7 専門的人材の育 成	福祉サービスを支える優秀な人材を育成するため、様々な養成の機会を活用し、情報提供に努めます。 なお、「西東京市障害者総合支援センター・フレンドリー」では、多目的室を設置し、講演会、研究会、学習会等を開催することにより、障害者福祉に必要な人材の育成・発掘や活用を図ります。	障害福祉課 生活福祉課

② サービスの質の確保・向上

施策名	内 容	担当課
1-(2)-8 民間事業所のサ ービス提供体制 の向上に向けた 支援	民間事業所のサービスの質の向上のため、事業所に対し第三者評価制度の受審や運営アドバイス機能の活用を促進します。また、事業所間で情報を共有し、より質の高いサービスを提供するための研修の場となるよう、事業所連絡会の開催等の支援に努めます。	障害福祉課
1-(2)-9 サービス事業所 に対する第三者 評価	利用者が質の高いサービスを選択するためには、サービスやサービス事業所に対して、第三者の目で一定の基準に基づいた評価を行うことが必要となります。 そこで、東京都と協力し、適切な第三者評価が実施できるよう、制度の周知等を行い、サービス事業所が第三者評価の制度を積極的に活用できるよう支援します。	障害福祉課

③ 障害者福祉基盤の整備

施策名	内 容	担当課
1-(2)-10 地域自立支援協議会等のネットワークを活用した支援機関相互の連携の推進	様々な障害者支援機関が、地域自立支援協議会等のネットワークを活用しながら、一人ひとりの各ライフステージにおける課題等を共有することにより、総合的な支援を進めていきます。	障害福祉課 子育て支援課 協働コミュニティ課 教育支援課
1-(2)-11 障害のある人の高齢化による身体機能の低下への対応	加齢によって生じるサービスのニーズに加え、障害者の高齢化、高齢者の障害化も踏まえ、将来的なサービスの利用見込み量を推計し、ハード面・ソフト面のサービス提供体制の確保に努めます。また、加齢による身体機能低下をゆるやかにするためのスポーツ機会の充実を図ります。	障害福祉課 高齢者支援課
1-(2)-12 若年の身体障害者が利用できるサービス事業所の誘致	若年の身体障害者や、介護保険の第2号被保険者のニーズの把握に努め、それぞれに合致したサービスを提供するため、高齢者支援課とも連携しながら、民間法人による自立訓練事業や就労継続支援事業所、就労移行支援事業所等の誘致等を検討します。	障害福祉課

④ 地域における支援体制の整備

施策名	内 容	担当課
1-(2)-13 ほっとするまちネットワークシステムの充実	市内4圏域すべてに1人ずつ配置している地域福祉コーディネーター ^(※) を調整役として、地域福祉を推進する「ほっとするまちネットワークシステム（ほっとネット）」を発展的に充実させ、地域の力で地域の課題を解決する仕組みづくりを目指します。	生活福祉課
1-(2)-14 地域で活動している組織や団体への支援の充実	協働のまちづくりをより一層推進するために、NPO等市民活動団体向けの講座の開催や、NPO市民フェスティバルや「ゆめこらぼ通信」、ゆめこらぼホームページなどの様々な手法を使ったNPO等市民活動団体の活動のPRを行い、地域活動やまちづくりを担うNPO等市民活動団体などが自立した活動を行えるよう支援・育成に取り組みます。	協働コミュニティ課

施策名	内 容	担当課
1-(2)-15 地域資源の活用	<p>障害のある人の地域生活における課題の把握に努め、地域資源を活用しながら、解決に向けた取組を推進します。また、障害者福祉施設のみならず、各種福祉施設、教育関係施設など幅広い公共施設の活用を視野に入れ、関係部局との連携・調整を図りながら、地域資源活用の拡大を図ります。</p> <p>更に、東京都が運営する福祉人材情報バンクシステム「ふくむすび」の広報活動に努め、地域の福祉人材の確保を図ります。</p>	障害福祉課
1-(2)-16 ヘルプカードの活用	<p>援助を必要とする人が携帯し、いざという時に必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのカードである「ヘルプカード」の配付を実施します。また、障害者サポーター養成講座の開催に加え、市内の団体、学校等への普及・啓発活動を進めるとともに、障害のある人をサポートする体制の検討を行います。</p>	障害福祉課

(3) 教育・育成

① 障害児の育ちを支える体制の整備

施策名	内 容	担当課
1-(3)-1 早期発見・早期療育体制の充実	<p>障害の発見からその後の支援機関へ継続してかわっていくため、障害福祉課と健康課（母子保健担当、「こどもの発達センター・ひいらぎ」）、保育園・幼稚園、教育支援課等関係機関の連携を、仕組みとして強化していきます。</p> <p>また、児童発達支援センター^(※)機能の導入に向けた検討のほか、早期発見・早期療育の充実に努めます。</p>	健康課 障害福祉課 保育課 子育て支援課 教育支援課

施策名	内 容	担当課
1-(3)-2 障害のある子どもを持つ保護者への支援	<p>障害のある子どもを持つ保護者に向けた障害理解の推進や、メンタルケアなどの家族支援を行います。また、保護者から受けた相談については、課題に応じて適切な専門機関等へつなぐとともに、関係機関が理解を深めるための研修も行います。</p> <p>このほか、「こどもの発達センター・ひいらぎ」に通所する人を対象とした、ペアレントトレーニングの講座の開催や、ペア・ピアカウンセリング、ペアレントメンター等の取組を引き続き行います。</p>	障害福祉課 健康課 教育支援課
1-(3)-3 要支援児童等への連携強化	<p>障害のある、なしに関わらず療育上の支援が必要な児童に対し、関係機関（部署）が連携し、早期の相談や適切なサービスが提供できるよう、連携強化に取り組みます。</p>	子ども家庭支援センター 健康課 保育課
1-(3)-4 療育・教育相談事業の推進	<p>「こどもの発達センター・ひいらぎ」では、成長や発達に課題のある就学前の子どもについて、通所や外来による療育のほか、電話・来所・巡回等、多様な形態での相談を行うとともに、複数の発達支援コーディネーターを配置しています。</p> <p>「教育相談センター」では、幼児から高校生年齢までの子どもについて、引き続き子どもや保護者のカウンセリングを行っていきます。</p>	健康課 教育支援課
1-(3)-5 幼稚園・保育園の入園に対する支援	<p>「こどもの発達センター・ひいらぎ」を利用する児童の保護者に対し、個別面談等の機会に幼稚園、保育園入園に関する相談や情報提供を行っています。また、「ひいらぎ」では独自の支援として、幼稚園、保育園への訪問を積極的に行い、施設での療育指導等にも努めています。</p>	健康課
1-(3)-6 ことばの発達・発音などに心配のある子どもの言語訓練・相談の実施	<p>ことばの発達やことばの発音の不明瞭さに心配がある子ども・保護者に対して、言語訓練・言語相談を行います。</p>	教育支援課 健康課

第4章 施策の展開

施策名	内 容	担当課
1-(3)-7 中等度難聴児発 達支援事業の実 施	身体障害者手帳 ^(※) の交付対象とならない中等度難聴児に対して、補聴器の装用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、中等度難聴児発達支援事業を引き続き実施していきます。	障害福祉課
1-(3)-8 こどもの発達セ ンター・ひいら ぎ事業の推進	「こどもの発達センター・ひいらぎ」では、児童福祉法に基づく児童発達支援事業のほか、独自の療育事業や外来療育等を実施しています（1-(3)-4 再掲）。また、医療的にケアが必要な児童の療育を実施しています。	健康課

② 一人ひとりのニーズに応じた教育の推進

施策名	内 容	担当課
1-(3)-9 特別支援学級の 整備	これまで、障害のある児童・生徒数の増加に伴い、通級指導学級 ^(※) と特別支援学級の新たな開設を行ってきました。対象となる児童・生徒数の状況を踏まえ、特性に応じた教育を実現する特別支援学級のあり方について整理し、市内でのバランスなどを総合的に配慮しつつ、学級開設整備の検討を行った結果、ひばりが丘中学校の新校舎に特別支援学級を新設する予定です。また、関係各課と連携し、子どもの人数や実態に応じた教育内容を支える施設・設備の充実を図ります。	教育企画課 学校運営課 教育指導課 教育支援課
1-(3)-10 特性に応じた教 育課程と教育内 容の充実	特別支援学級、特別支援教室及び通級指導学級における指導内容の充実に資する指導・助言及び教員研修を実施します。	教育指導課 教育支援課

施策名	内 容	担当課
1-(3)-11 子どもや保護者にとって、身近で安心できる相談体制	<p>心身の発達や親子関係の悩みなどの相談に対し、臨床心理士などにより、専門性の高いカウンセリングやプレイセラピーなどの心理的援助を行い、子どもの健やかな成長を支援します。</p> <p>また、市立小中学校においても、教育支援コーディネーター研修の実施や、専門家派遣等を通じて教育相談体制の充実を図ります。</p> <p>就学相談においては、子ども一人ひとりの教育的ニーズをとらえ、適切な就学先や教育支援について、子どもや保護者との丁寧な相談を進めます。</p> <p>更に、障害福祉課との連携により、学齢期から成人にいたるまでの継続した支援体制を整えていきます。</p>	教育支援課
1-(3)-12 学校入学前後の支援の継続に関する取組の充実	<p>すべての未就学児に就学支援シートを配付し、個別の支援を要する子どもについては、保護者に積極的な活用をしてもらえよう周知していきます。就学相談説明会や特別支援学級等の見学会も開催し、保護者の進路選択に生かす取組を行います。また、教育支援ツールに組み込むことにより、小学校入学後の教育支援や学校と家庭の連携等に役立っています。関係各課との連携強化・情報共有を行い、学校入学前後の支援の継続を円滑に進めます。更に、保育園へ専門家を派遣することにより、早期対応や支援の継続を図ります。</p>	教育支援課 健康課 子育て支援課 保育課 児童青少年課
1-(3)-13 介助員制度の実施	<p>通常の学級に在籍する障害のある児童に関して、移動などの際の安全を確保し、学校生活の安定や保護者による介助負担の軽減を図るため、介助員を配置する制度を引き続き実施します。</p>	教育企画課

③ 放課後等の居場所の充実

施策名	内 容	担当課
1-(3)-14 障害児の放課後等の居場所の充実	事業所を運営する民間法人の誘致、既存事業所のサービス水準の向上に向け、情報提供等の支援を行います。また、指定相談支援業務や、医療的ケア児の受入等、療育を必要とする児童に対する幅広い支援の充実を目指します。	障害福祉課

2 基本方針2に関する施策

～主体的にいきいきと活動するための支援に取り組みます。～

(1) 雇用・就業

① 適性や能力に応じた就労の場の確保

施策名	内 容	担当課
2-(1)-1 就労援助事業の実施	<p>「障害者就労支援センター・一步」において、職業相談、職業準備支援、職場開拓、職場定着支援等とともに、日常生活及び社会生活上必要な生活支援を行います。</p> <p>また、障害福祉サービス事業所を対象とした事業所連絡会の開催や、地域の関係機関との連携を推進し、地域全体での就労支援ネットワーク構築を目指します。</p> <p>今後も事業所連絡会の実施等により、各事業所の現状把握に努めた上で、地域全体での支援体制や連携体制の在り方の検討を継続します。また、引き続き、事業所の誘致に取り組みます。</p>	障害福祉課
2-(1)-2 就労機会の拡大	<p>特別支援学校や公共職業安定所（ハローワーク）と連携し、障害のある人の就労機会の拡大を図るとともに、障害のある人が身近な地域において安心して働きつづけられるよう、障害者雇用にも努めるほか、地元企業、社会福祉法人、NPO法人、民間団体等の協力を得ながら雇用の促進を図ります。</p>	障害福祉課

施策名	内 容	担当課
2-(1)-3 市内事業所への 広報・啓発及び 情報提供の充実	障害者雇用にかかわる市内事業所に対して、トライアル雇用や職場適応援助者（ジョブコーチ）の活用、各種助成金など、各種就業支援策についての案内を、公共職業安定所や就労支援センターと連携しながら適切に行っていきます。	障害福祉課
2-(1)-4 市における雇用 拡大	市は雇用者として障害者雇用を進める立場でもあることから、障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率のさらなる向上を目指します。	職員課
2-(1)-5 障害特性に合わ せた雇用の場の 拡大の検討	障害の特性に合わせた多様な雇用パターンの拡大に向け、市内の障害者雇用企業・事業所の調査を行います。 また、職場開拓等により、障害の特性に合わせて生涯にわたって職業にチャレンジできる環境づくりを進めます。	障害福祉課

② 授産製品の販路拡大

施策名	内 容	担当課
2-(1)-6 授産製品の販路 拡大	障害福祉サービス事業所等で製作された製品の展示・販売を促進するため、地域のイベントへの参画機会の拡大、充実を図ります。また、販路拡大に有効な方策について、関係各所と情報交換、連携するなど検討を進めます。	障害福祉課
2-(1)-7 障害者施設等へ の優先購入（調 達）の推進	障害者優先調達推進法に基づき、障害福祉サービス事業所等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進します。	障害福祉課 契約課

③ 就労訓練等の実施

施策名	内 容	担当課
2-(1)-8 就労訓練の実施	市では、就労訓練の一環として市役所内を訓練やインターンシップの場として提供しています。今後も引き続き受入部署、受入人数等の拡大に努めていきます。	障害福祉課 職員課

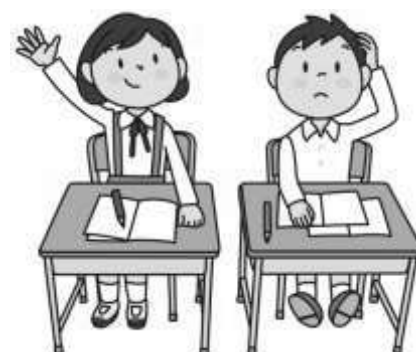
施策名	内 容	担当課
2-(1)-9 就労継続支援A型事業所や就労移行支援事業所の誘致	現在、市内には就労継続支援A型事業所や就労移行支援事業所が不足しているため、事業所の新規参入、既存の事業所の状況把握を行うとともに、情報提供等の支援を積極的に行い民間法人の誘致を進めます。	障害福祉課
2-(1)-10 市内の就労系障害福祉サービス事業所での工賃水準の向上	市内にある就労継続支援B型事業所等の就労系障害福祉サービス事業所における工賃の向上を図るため、事業所の経営力強化に向けた支援、共同受注化の推進に向けた支援を行います。	障害福祉課

(2) 余暇活動・生涯学習活動

① 余暇活動・生涯学習活動の充実

施策名	内 容	担当課
2-(2)-1 生涯学習の推進	<p>障害のある、なしに関わらず、すべての市民が生涯を通じて、いつでも自由に学習する機会があり、自己実現を図ることができるよう、学習・文化・スポーツ・レクリエーションなどの生涯学習活動を「生涯学習推進指針」に基づき推進します。</p> <p>老人福祉センターと福社会館で実施している各種講座やサークル活動の参加を通じて、地域で生きがいづくりや健康づくりができるような生きがい推進事業を引き続き実施していきます。</p> <p>公民館・図書館では、年間を通じて様々なテーマを扱った講座や講演会を主催しており、今後も継続的に開催していきます。また、各公民館では「公民館登録団体一覧」を作成し、各種サークルや団体のご案内も行っていきます。</p>	社会教育課 高齢者支援課 公民館 図書館 関係各課
2-(2)-2 障害のある人のスポーツ機会の充実	<p>障害のある人のスポーツ機会の充実を図るため、公共スポーツ施設や総合型地域スポーツクラブにおける障害者スポーツの取組を推進するとともに、スポーツボランティアや障害者スポーツを支える人材の発掘・育成などに取り組んでいきます。</p>	スポーツ振興課

施策名	内 容	担当課
2-(2)-3 障害者スポーツ 支援事業の実施	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた機運醸成に努めるとともに、障害者スポーツ支援事業の内容の充実を図ります。また、オリンピック・パラリンピック開催後も、継続した取組が進められるよう、障害のある人のスポーツの機会の充実に向けた検討を図っていきます。	障害福祉課
2-(2)-4 図書館における ハンディキャッ プ・サービスの 充実	引き続き市報等の「声の広報」の提供、音訳・点訳資料の作成・貸出とそれに伴う機器の貸出、大活字本やLLブック ^(※) の貸出、対面朗読を実施するとともに、宅配協力員による宅配サービスの拡充と、マルチメディアデジターの提供に取り組んでいきます。	図書館
2-(2)-5 公民館における 障害者学級の実 施	障害のある人が地域社会を構成する一員としての自覚を培うことを目的とし、数々の体験活動を行います。地域住民との交流、連携を図る知的障害者を対象とした障害者学級（くるみ学級、あめんぼ青年教室）を実施します。すべての人が地域で学び合うことの大切さを実感し、より豊かな生活が送れるように学習機会を提供します。	公民館
2-(2)-6 ゲストティーチ ャーや講師とし ての活用	ボランティア養成の各種研修や、学校における福祉教育などにおいて、障害のある人が講師となって体験談などを自ら語り、伝えていける機会を増やします。また、文化・スポーツ活動など、専門的な知識・技能を活かし、各種講座等で講師として活躍できるよう、情報提供等を行います。	障害福祉課 社会教育課



コラム

パラスポーツ（障害者スポーツ）を体験しよう！

西東京市では、様々なパラスポーツを体験する機会を設けています。

特に、平成 29（2017）年から平成 32（2020）年までの4年間は、「J S N オランダ連携プロジェクト」の実施により、海外のトップパラアスリートが西東京市を訪れ、パラスポーツの紹介や、自身の体験を語る機会を市民のみなさまにお伝えする機会があります。

パラスポーツに関するこれまでの取組の一部を、以下にご紹介します。

J S N オランダ連携プロジェクト「GAME CHANGER -パラスポーツで社会を変える-

平成 29（2017）年から平成 32（2020）年までの4年間、西東京市のほか、足立区、江戸川区の3自治体が、共生社会の先進国であるオランダのオリンピック委員会・スポーツ連合と連携し、パラスポーツ（障害者スポーツ）の力を活用し、共生社会の実現を目指す国際プロジェクトです。



「西東京市民まつり」での体験会

毎年 11 月に開催される市民まつりでは、ボッチャや卓球などの体験会を行っています。平成 29 年には、北京・リオパラリンピック卓球金メダリストのケリー・ファン・ゾン選手が来日しました。

パラスポ☆チャレンジ（パラリンピック競技体験事業）（平成 29 年 12 月）

ウィルチェアーラグビーの現役選手を招き、デモンストレーションの観戦や体験会を行ったほか、ボッチャ、フライングディスク体験を行いました。子どもから大人まで約 80 名にお越しいただきました。



コーフボール体験授業（平成 30 年 6 月）

オランダのスポーツ指導者等を招き、都立田無特別支援学校にて、オランダ発祥のスポーツである「コーフボール」の体験授業を行いました。スポーツを楽しむことに加え、上達するための工夫や指導者としての役割を学ぶ機会となりました。

3 基本方針3に関する施策

～地域で安心して快適に、健康であると実感しながら暮らすことができるまちづくりを進めます。～

(1) 広報・啓発

① 障害や障害のある人への理解の推進

施策名	内 容	担当課
3-(1)-1 市報や各種イベントを通じた広報・啓発活動の充実	市報や市ホームページ、市民まつり等の各種行事を活用した継続的な広報・啓発活動を進めるほか、障害者週間（12月3日～9日）や「西東京市障害者総合支援センター・フレンドリー」を活用して行う、講演会や授産製品の販売会等を通して、市民の理解の促進を図っていきます。	障害福祉課
3-(1)-2 障害についての理解を図る教育の推進	障害や障害のある人への理解の推進のためには、子どものころから障害や障害のある人について理解を深め、正しい知識をもつことが大切です。 今後も引き続き、市立学校において、「総合的な学習の時間」等を活用することにより、福祉に関する課題を設定し、障害についての理解促進を図っていきます。その際、市内の関係機関等と連携して指導内容の充実を図っていきます。	教育指導課
3-(1)-3 障害者団体の交流機会の活用	障害者団体が相互に交流する機会の充実を図り、それぞれの障害について理解を深めるとともに、様々な障害を越えた相互のつながりの強化に努めます。	障害福祉課
3-(1)-4 障害者総合支援センターと地域の交流促進	障害のある人の地域生活支援の拠点である「西東京市障害者総合支援センター・フレンドリー」において、利用者と地域住民の交流が活発になり、地域における日常的なかかわりあいの中で暮らしていくことができるよう、各種交流事業への支援に努めます。	障害福祉課

第4章 施策の展開

施策名	内 容	担当課
3-(1)-5 公民館事業を活用した障害者との交流の推進	<p>柳沢公民館や田無公民館で実施している知的障害者を対象とした障害者学級（くるみ学級、あめんぼ青年教室）を通して、障害のある人と市民との相互交流を深めます。</p> <p>また、障害の有無に関わらず、共に学ぶ事業を開催し、市民の障害や障害のある人に対する理解を深めるとともに、交流を推進していきます。</p>	公民館

② 権利擁護体制の活用

施策名	内 容	担当課
3-(1)-6 障害者虐待防止センター機能の充実	<p>平成 24 年 10 月に施行された障害者虐待防止法により、区市町村は、障害者虐待防止センターとしての機能を果たすこととされており、養護者・障害者福祉施設従事者等・使用者による障害者虐待の通報・届出の受理等の業務を行うこととなりました。本市も障害者虐待防止センターの窓口を設置し、虐待の通報・届出に対する迅速・適切な対応や虐待の未然の防止に努めるとともに、虐待防止に関する普及・啓発を継続していきます。</p>	障害福祉課
3-(1)-7 権利擁護センター・あんしん西東京との連携	<p>成年後見制度の利用が必要な場合等、権利擁護に関する支援が必要な事例については、「西東京市権利擁護センター・あんしん西東京」と連携し、相談にあたります。</p>	障害福祉課 生活福祉課
3-(1)-8 成年後見制度の適正な利用促進	<p>知的障害者又は精神障害者等による成年後見制度の適正な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、「西東京市権利擁護センター・あんしん西東京」と連携しながら、後見人の人材の育成及び活用を図るための研修を行います。</p> <p>加えて、制度のより一層の活用支援に向け、制度や相談機関（あんしん西東京）の周知活動等に引き続き取り組み、担い手の育成を進めます。</p>	障害福祉課 生活福祉課

施策名	内 容	担当課
3-(1)-9 地域福祉権利擁護事業の普及と活用	西東京市社会福祉協議会では、在宅生活をされている認知症の高齢者や知的障害・精神障害のある人などが適正なサービスを利用できるよう、各種サービスを利用する際の相談、助言、利用手続きなどの利用支援を行ったり、それに付随する公共料金や保険料の支払い、預貯金の出し入れなどの金銭管理を行う地域福祉権利擁護事業を行っています。今後も同事業の普及と活用の支援に努めます。	生活福祉課

コラム

西東京市権利擁護センター・あんしん西東京

権利擁護センターは、地域のみなさまに安心して生活して暮らしていただくために、権利擁護分野において、みなさまの生活やご意向に応じたご支援を行う機関です。

西東京市の権利擁護センター「あんしん西東京」は、西東京市社会福祉協議会が運営しており、以下の事業を行っています。

- ◆成年後見制度に関する事業（申し立ての支援や相談対応、社会貢献型後見人の養成）
- ◆日常生活時自立支援事業（障害福祉サービス等を適切に選択・利用することのお手伝いや、日常的な金銭の管理等の生活支援）
- ◆障害福祉サービス等の利用に関する苦情受付

③ ボランティア活動の推進

施策名	内 容	担当課
3-(1)-10 ボランティア活動の機会の活用	障害のある人の地域での自立生活を支援するには、「ちょっとした手助け」をはじめとする市民のボランティア活動が大切な役割を担っています。今後も、社会福祉協議会との連携を強化し、ボランティアを幅広く受け入れながら、ボランティア活動を支援する体制をつくりまします。	生活福祉課
3-(1)-11 障害のある人をサポートする仕組みの検討	障害のある人等の「ちょっとした手助けが必要な人」が周囲に支援を求めるための手段である「ヘルプカード」の配付とともに、「ちょっと手助けしたい人」が障害のある人をサポートするための「サポーター養成講座」の中級編の試行実施後の検討等を踏まえ、中級編の本格実施をはじめ、普及に向けた取組を通して、障害や障害のある人に対する理解を促進し、地域における支援の輪を広げまします。	障害福祉課
3-(1)-12 ボランティアの育成支援	障害のある人を支援するボランティア活動については、その内容によって十分な教育・訓練等が必要になる場合もあることから、社会福祉協議会と連携しながら、活動内容についての研修会や体験講習会を開催するなど、十分な知識を備えたボランティアの育成を支援まします。	生活福祉課

(2) 生活環境

① 地域における生活基盤の整備

施策名	内 容	担当課
3-(2)-1 グループホーム等の整備	<p>何らかの支援を必要とする障害者が少人数で居住する形態であるグループホーム等は、障害のある人の地域生活支援の社会資源として重要であり、民間法人による新規参入を誘致するため、情報提供等の支援を積極的に行ってまいります。</p> <p>なお、精神障害者のグループホームについては、通過型だけでなく滞在型の充実についても検討まします。</p>	障害福祉課

② 人にやさしいまちづくりの推進

施策名	内 容	担当課
3-(2)-2 人にやさしいまちづくりの推進	「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、「人にやさしいまちづくり推進計画」によるまちづくりを進めます。	関係各課
3-(2)-3 公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進	公共施設等の整備にあたっては、「人にやさしいまちづくり条例」や「人にやさしいまちづくり推進計画」、また「東京都福祉のまちづくり条例」等に基づいてバリアフリー化を進めるとともに、計画の段階からユニバーサルデザイン化を検討し、当事者及び関係者と事前協議・意見調整を十分に行うことによって、実際に利用者が利用しやすい施設となるよう整備を進めます。	関係各課
3-(2)-4 歩行環境の整備	歩道の段差解消や歩車道の分離を進め、障害のある人や高齢者、妊産婦などすべての市民が安全に通行できる歩行者環境の整備を進めます。視覚障害者誘導用の点字ブロックについても、利用状況・利用意向を把握しながら、計画的な整備に努めます。	道路建設課 道路管理課
3-(2)-5 障害者専用駐車スペースの確保	公共施設等の駐車場においては、できる限り玄関付近に障害者専用あるいは優先で使用できる駐車スペースを確保するように努めます。また、多くの市民が利用する公共的建築物についても、障害者専用駐車スペースを確保するよう助言等を行っていきます。	関係各課
3-(2)-6 学校施設のバリアフリー化の推進	各学校の実情に配慮しながら、段差解消に努めるとともに、手すり、だれでもトイレなどの整備の拡充を図ります。 中原小学校建替工事では、だれでもトイレ、身体障害者用駐車場、スロープ等の設置を進めています。 その他、3校で、だれでもトイレ等の設置を進めています。	学校運営課

第4章 施策の展開

施策名	内 容	担当課
3-(2)-7 市民への正しい 情報提供、意識 啓発の推進	市内各5駅において、放置自転車整理指導員を配し違法駐車を含め点字ブロックの上に置いた自転車利用者に対しても注意を促します。また、市営駐車場においては誘導員を配置し、障害のない利用者が障害者専用駐車スペースに駐車しないよう誘導します。	道路管理課 障害福祉課
3-(2)-8 助成制度の活用 によるバリアフ リーの誘導	一定の要件を満たす小規模な店舗等におけるバリアフリー改修工事について、その費用の一部を助成することにより、バリアフリー化を支援します。	都市計画課



③ 外出の支援

施策名	内 容	担当課
3-(2)-9 誰もが利用しやすい交通体系の整備・充実に向けた検討	公共交通機関、民間タクシー、福祉有償運送を含め、障害者や高齢者など、誰もが便利に移動でき、安全・安心して利用できる交通体系の整備・充実を総合的に検討します。	都市計画課 関係各課
3-(2)-10 移送サービスの推進	障害のある人の社会参加と社会活動圏の拡大を図るため、NPO法人等、民間移送業者による移送サービスを実施しています。今後も、サービスの利用状況・利用者ニーズ等を把握しながら、より利用ニーズに対応したサービスの提供を図っていきます。	障害福祉課
3-(2)-11 自動車運転教習費用の補助・自動車改造費の助成	一般の交通機関の利用が困難な身体障害者に対して、運転免許を取得するための費用の一部を助成します。 また、就労等に伴い、自らが所有し、運転する自動車の一部を改造する必要がある身体障害者に対して、操向装置及び駆動装置の改造に要する費用を一部補助します。	障害福祉課
3-(2)-12 自動車燃料費の助成・タクシー利用券の交付	在宅心身障害者又はその家族が所有・運転する自動車等の燃料費の一部助成又はタクシー利用券の交付（申請者が選択）を行います。	障害福祉課
3-(2)-13 身体障害者補助犬法の周知	身体障害者補助犬法に基づき、公共施設や公共交通機関、不特定多数が利用する民間施設において、補助犬を同伴しての利用が円滑に進むよう、法律の周知等に努めます。	障害福祉課



④ 緊急時対策、防災・防犯対策の充実

施策名	内 容	担当課
3-(2)-14 安心安全いーな メール配信サー ビスの活用	利用登録をした人に、市内の防災・防犯に関する情報を携帯電話やパソコンにメールで配信する、「安心安全いーなメール配信サービス」を行います。	危機管理室
3-(2)-15 避難行動要支援 者個別計画の作 成・災害時要援 護者登録制度 (※)の推進	市では、避難行動要支援者を対象とした避難行動要支援者個別計画や、災害時要援護者登録制度の推進をしており、そのために、防災知識等の啓発に努める必要があります。今後も引き続き、地域の実情を勘案しつつ、災害時における安全対策やその心身の状況に応じた適切な対策の検討を行います。	危機管理室 障害福祉課 高齢者支援課
3-(2)-16 防災訓練の充実	総合防災訓練等の実施にあたっては、訓練項目の中に要配慮者に対する震災対策訓練を取り入れるなど、防災行動力の向上に努めていきます。	危機管理室 障害福祉課
3-(2)-17 社会福祉施設等 と地域の連携	施設入所者の迅速な避難のためには、施設関係者だけでなく周辺地域の協力が不可欠です。このため、施設と周辺地域の事業所、自治会及び防災市民組織等で災害時応援協定の締結に向けた促進を図り、共助のまちづくりに向けて相互協力体制の構築に努めていきます。	危機管理室 障害福祉課
3-(2)-18 緊急時の医療等 の体制の整備	<p>緊急時の透析患者・在宅難病者等専門医療を必要とする患者への対応として、東京都や多摩小平保健所等の関係機関及び近隣県との連携により、医療体制の整備等を多角的に研究・検討します。</p> <p>また、要配慮者が避難所等で生活していくために必要な福祉機器を確保するため、福祉機器の調達先及び輸送体制等について検討します。</p>	危機管理室 健康課 障害福祉課
3-(2)-19 災害発生時の避 難経路や避難先 での安全・安心 の確保	<p>災害発生時の避難経路の安全性を確保するとともに、移動困難者の移動手段の確保に努めます。</p> <p>また、避難先でのバリアフリー化の確認・整備を行うとともに、障害特性等に配慮し、障害のある人等が安心して避難生活を送ることができる福祉避難施設の充実を検討します。</p>	危機管理室 道路管理課 健康課 障害福祉課

施策名	内 容	担当課
3-(2)-20 悪質商法などの被害の防止	<p>高齢者や障害のある方をはじめ、市民が悪質な事業者の勧誘などによる消費者被害にあわないよう、西東京市での相談事例を市報の「消費生活 Q & A」や「消費生活相談事例集」で紹介することや、コミュニティバス（はなバス）の車内に注意喚起を掲示するなど、注意喚起・啓発に努めています。</p> <p>今後においても、消費生活相談員による出前講座のPRの充実など、様々な方法を用いて注意喚起・啓発を行うことで、多様な層の市民に情報が届くよう取り組んでいきます。また、障害のある方が相談しやすい環境づくりに努めます。</p>	協働コミュニティ課

(3) 保健・医療

① 保健・医療体制の充実

施策名	内 容	担当課
3-(3)-1 医療的なケアを行う事業所等の誘致	<p>医療的ケアについては、現在、市内の日中活動場所では実施している事業所が1箇所あります。加えて、泉小学校跡地を活用した障害者福祉施設整備事業において選定した事業者の提案を踏まえ、医療的ケア児を必要とする方を対象とした障害福祉サービス（重症心身障害者通所事業、放課後等デイサービス）の実施に向けた調整を行っていきます。</p> <p>今後も医療的ケアを実施する事業者への情報提供を積極的に行うなど、誘致に努めます。また、医療的ケアを行う事業所等が整備された場合には、医療・福祉等の連携を密にし、一人ひとりの状況に応じたよりきめ細かな支援ができるよう努めます。</p>	障害福祉課 健康課
3-(3)-2 かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の普及	<p>誰もが適切な治療が受けられるよう、日ごろから安心して相談できる、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の普及を図っていきます。</p>	健康課

第4章 施策の展開

施策名	内 容	担当課
3-(3)-3 地域健康づくり・リハビリテーション等の展開	<p>障害のある人等が、住み慣れた場所で安全にいきいきとした生活が送れるよう、保健・福祉・医療分野、地域住民、NPO法人、ボランティアを含めた地域社会のあらゆる資源を活用して行う地域での健康づくり・リハビリテーション等の支援体制の充実を図ります。</p> <p>今後は、特に地域健康づくり・リハビリテーション等の展開のあり方について検討を進めていきます。</p>	障害福祉課 健康課 高齢者支援課
3-(3)-4 在宅歯科診療の充実	西東京市歯科医師会と連携しながら、通院が困難な人への在宅歯科診療の周知に努めていきます。	健康課
3-(3)-5 健康診査の情報提供	健康診査の受診方法などの情報提供に努めます。	健康課
3-(3)-6 精神保健・医療の充実	精神面の課題を持つ場合、本人が受診行動を起こせない場合もあるため、医療機関、保健所、障害福祉課、健康課や多摩総合精神保健福祉センター等と連携を図り、医療や支援を受けられるよう、支援体制の整備を進めていきます。また、メンタルケア会議等のネットワークを有効に活用し、連携体制を構築します。	健康課 障害福祉課



② 医療費の助成

施策名	内 容	担当課
3-(3)-7 医療費の助成	<p>障害のある人に対する医療費の助成として、「心身障害者医療費助成制度」、「自立支援医療費制度（精神通院医療、更生医療及び育成医療）」、「難病医療費等助成制度」を実施しています。</p> <p>その他、「小児精神病入院医療費助成制度」、「小児慢性疾患の医療費助成制度」、「ひとり親家庭等医療費助成制度」、「B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成制度」、「後期高齢者医療制度（障害認定）」等を実施しており、必要に応じて連携しています（各種制度の対象者や助成額・自己負担金等は、障害・疾病等の種別・等級、年齢や所得によって異なります）。</p>	障害福祉課 健康課 子育て支援課 保険年金課

(4) 情報・コミュニケーション

① 情報提供体制の充実

施策名	内 容	担当課
3-(4)-1 「障害者のしおり」の活用	<p>障害者福祉に関する各種施策を総合的にまとめている「障害者のしおり」の内容を充実し、誰もが分かりやすい、手に取りやすい冊子を作成します。また、高齢福祉分野の事業所及び介護保険移行者へも情報提供するなど、必要な情報がその情報を必要としている人たちにわかりやすく的確に伝わるように努めます。</p>	障害福祉課
3-(4)-2 障害特性に配慮した情報提供	<p>引き続き、市が提供する各種情報や個人宛の配付物等については、音声サービス・朗読サービス、点字や音声読み上げコードの活用、わかりやすい言葉づかいや図・絵等の活用など、障害特性に合わせた配慮を行っていきます。</p>	障害福祉課 図書館 関係各課
3-(4)-3 ウェブアクセシビリティの確保・維持・向上	<p>総務省が作成した「みんなの公共サイト運用モデル」に基づき、西東京市のホームページにおいても、誰もがより快適にホームページの閲覧を行えるよう、ユーザビリティやアクセシビリティに配慮してホームページの運営を行っていきます。</p>	秘書広報課

② コミュニケーション体制の充実

施策名	内 容	担当課
<p>3-(4)-4 市役所における 窓口対応方法の 検討</p>	<p>市役所の窓口対応については、引き続き、市職員に対して障害や障害のある人に対する理解の促進に努めるとともに、利用者の要望等を把握しながら、ローカウンターの設置、手話や筆談・コミュニケーションボードの配備、機器による対応等、障害特性に配慮したより利用しやすい対応に努めます。</p> <p>また、筆談器等での意思疎通が困難な聴覚障害者に対し、手話通訳のできる市職員が通訳を行う「手話通訳サポーター事業」を平成30年度より開始したところであり、本事業の活用も含め、円滑な窓口対応を図ります。</p>	<p>関係各課</p>
<p>3-(4)-5 市役所における 手話通訳者の配 置</p>	<p>市役所において、行政手続きや各種相談についての通訳ができるよう、平成26年度より、月2回、手話通訳者を配置しています。</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>3-(4)-6 手話通訳者・要 約筆記者の派遣</p>	<p>派遣利用登録をした市内在住の身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障害者に対し、手話通訳者又は要約筆記者を派遣し、意思の疎通の円滑化を図ります。</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>3-(4)-7 身体障害者電話 使用料等の助成</p>	<p>18歳以上で下肢・体幹及び内部障害にかかる身体障害の等級が1・2級の人及び視覚障害者でファックスを設置している人に回線使用料・ダイヤル通話料等を助成します（固定電話加入者の減少、携帯電話・インターネット環境の普及を考慮し、新規申請の受付は平成29年度末で終了しました）。</p>	<p>障害福祉課</p>

施策名	内 容	担当課
3-(4)-8 郵便による不在者投票制度、代理投票制度、点字投票制度（投票における配慮）	<p>身体に重度の障害のある選挙人の方は、申請により選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けることによって、自宅等において郵便による不在者投票ができます。また、身体の不自由な方等は、投票所で申し出ることにより、代理投票や点字投票ができます。</p> <p>障害の有無に関わらず投票しやすい環境の整備と法改正の情報収集及び改正があった場合の迅速な対応を図ります。</p>	選挙管理委員会

コラム

障害者サポーターがいるお店

西東京市では、地域の支援体制を更に充実させるため、市内のコンビニエンスストア等の店舗に対し、障害福祉課が主催する「障害者サポーター養成講座」の受講をお願いしてきました。

このステッカーが貼られているお店は、「障害者サポーター養成講座」を受講された方など、障害者施策に理解のある方がいるお店です。



困ったことがあったときは、お店にいる障害者サポーターがちょっとした手助けをしてくれます。今後は、より多くの店舗や事業所、医療機関等に、ご協力をお願いしていきます。

コラム

西東京市登録手話通訳者への道

手話通訳に関する資格には、厚生労働大臣認定の手話通訳士資格と、手話通訳者全国統一試験に合格した人を自治体が認定する地域登録手話通訳者資格があります。西東京市においても、地域登録手話通訳者である「西東京市登録手話通訳者」を認定しています。

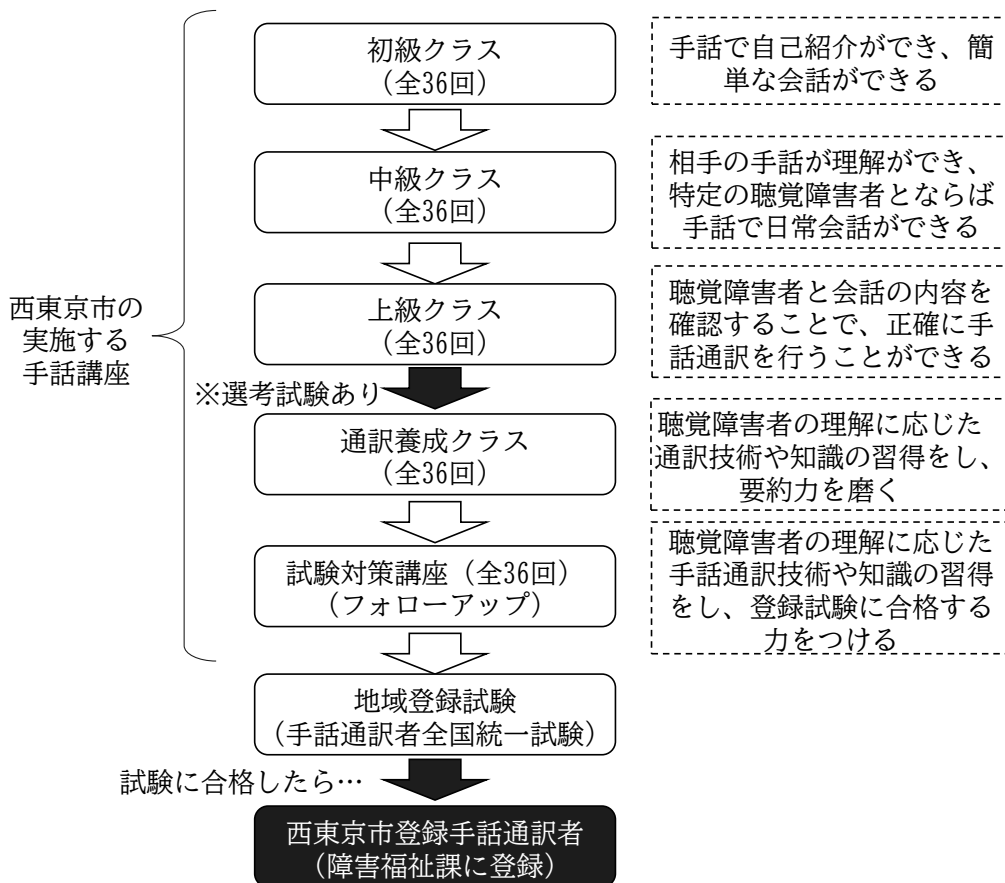
「西東京市登録手話通訳者」の資格取得や手話スキルアップのため、西東京市では手話講習会を行っています。講習会には初級、中級、上級、通訳養成クラス、試験対策講座の5段階があります。

その後、地域登録試験に合格すると、西東京市登録手話通訳者として活躍することができます。

このほか、手話に興味がある人や、手話を学びたい人を対象とし、「ミニ手話講座」も開催しています。



各クラスの到達目標



第5章 障害者基本計画の着実な推進に向けて

1 計画の進捗状況の着実なモニタリング

地域の関係機関が連携し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う機関である地域自立支援協議会の中で、計画の進捗状況のモニタリングを定期的に行い、そこでの評価を計画の実現に向けて反映させていきます。

また、協議会でのモニタリングの内容やそこでの評価の政策への反映状況を市民に公開します。

2 障害福祉サービスの提供体制の整備

(1) 民間の活力の導入

民間のサービス事業所に対して情報提供等を行うことにより、市内への新規参入を誘致するなど、民間の活力を導入することで、基盤整備を含めたサービスの提供体制の量的拡大を図っていきます。

(2) 財源の確保

今後見込まれる障害福祉サービスのニーズに対応できるよう、計画実現のための予算計画を早期に検討し、国や東京都の補助金等の活用を含め、必要な財源の確保に努めます。

3 市民参加の推進

計画をより市民ニーズに沿ったものにするためには、市民が主体的に計画の策定や推進に参画することが重要です。今後も計画の策定や見直しにあたっては、市民の意識や要望を把握するためのアンケート調査・ヒアリング調査等の各種調査や、パブリックコメントの実施等、市民から幅広く意見を求める機会を設けていきます。

また、計画をより効果的に実施していくためには、行政と市民、民間事業所及び関係機関が連携・協働することが重要となります。そこで、本計画の施策を実施するにあたっては、既存のネットワークを発展・拡充し、庁内外の関係機関との連携を強化していくとともに、障害福祉サービス事業所や障害者団体の自発的な参加を推進し、四者が共に計画を推進する体制づくりを進めます。

第6章 障害福祉に関するデータ・調査結果等

1 障害者数等

(1) 身体障害者の状況

平成29年度末の身体障害者手帳登録者数は5,433人で、平成24年度からの5年間で321人増加しています。障害の程度別にみると、1級が1,877人(34.5%)、2級が813人(15.0%)となっており、1・2級を合わせた重度の障害者が約半数を占めています。

■以下、数値は各年度末現在

● 身体障害者手帳登録者数（障害程度別）の推移 ●

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
合計	5,112 (100%)	5,232 (100%)	5,311 (100%)	5,424 (100%)	5,434 (100%)	5,433 (100%)
1級	1,734 (33.9%)	1,802 (34.4%)	1,844 (34.7%)	1,870 (34.5%)	1,878 (34.6%)	1,877 (34.5%)
2級	814 (15.9%)	806 (15.4%)	785 (14.8%)	802 (14.8%)	821 (15.1%)	813 (15.0%)
3級	780 (15.3%)	789 (15.1%)	798 (15.0%)	814 (15.0%)	808 (14.9%)	817 (15.0%)
4級	1,256 (24.6%)	1,306 (25.0%)	1,314 (24.7%)	1,337 (24.6%)	1,318 (24.3%)	1,328 (24.4%)
5級	297 (5.8%)	295 (5.6%)	331 (6.2%)	359 (6.6%)	371 (6.8%)	362 (6.7%)
6級	231 (4.5%)	234 (4.5%)	239 (4.5%)	242 (4.5%)	238 (4.4%)	236 (4.3%)

● 身体障害者手帳登録者数（障害種類別）の推移 ●

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
合計		5,112	5,232	5,311	5,424	5,434	5,433
視覚障害		325	328	334	336	338	334
聴覚障害		431	455	472	479	475	467
言語障害		74	64	70	74	80	81
肢体不自由		2,621	2,657	2,666	2,716	2,718	2,706
内部障害	心臓	827	859	865	894	908	905
	じん臓	408	428	457	457	451	459
	呼吸器	95	94	91	90	93	98
	小腸	4	4	4	5	5	5
	ぼうこう・直腸	268	280	288	305	297	310
	その他(免疫)	53	55	57	60	59	59
	肝臓	6	8	7	8	10	9
	小計	1,661	1,728	1,769	1,819	1,823	1,845

注：重複障害者は主たる障害のみで人数を計上。

(2) 知的障害者の状況

平成29年度末時点での愛の手帳^(※)登録者数は1,290人で、平成24年度からの5年間で187人増加しています。

● 愛の手帳登録者数の推移 ●

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
合計	1,103 (100%)	1,149 (100%)	1,186 (100%)	1,216 (100%)	1,255 (100%)	1,290 (100%)
1度	33 (3.0%)	33 (2.9%)	36 (3.0%)	41 (3.4%)	43 (3.4%)	43 (3.3%)
2度	315 (28.6%)	321 (27.9%)	320 (27.0%)	321 (26.4%)	326 (26.0%)	332 (25.7%)
3度	284 (25.7%)	292 (25.4%)	290 (24.5%)	289 (23.8%)	299 (23.8%)	303 (23.5%)
4度	471 (42.7%)	503 (43.8%)	540 (45.5%)	565 (46.5%)	587 (46.8%)	612 (47.4%)

(3) 精神障害者の状況

平成29年度の精神障害者保健福祉手帳^(※)所持者数は1,559人で、平成24年度からの5年間で468人増加しています。

● 精神障害者保健福祉手帳登録者数の推移 ●

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
合計	1,091 (100%)	1,192 (100%)	1,317 (100%)	1,402 (100%)	1,458 (100%)	1,559 (100%)
1級	87 (8.0%)	76 (6.4%)	83 (6.3%)	88 (6.3%)	86 (5.9%)	94 (6.0%)
2級	625 (57.3%)	658 (55.2%)	687 (52.2%)	727 (51.9%)	770 (52.8%)	817 (52.4%)
3級	379 (34.7%)	458 (38.4%)	547 (41.5%)	587 (41.9%)	602 (41.3%)	648 (41.6%)

(4) 難病患者の状況

平成29年度の難病医療助成者数は1,779人で、難病新法（平成27年1月）の施行や経過措置（4ページ参照）の影響も含めて、平成24年度からの5年間で106人増加しています。

● 難病医療助成者数の推移 ●

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
難病医療助成者数	1,673	1,740	1,832	1,858	1,946	1,779

注：平成24年度から平成27年度については、難病者福祉手当（市制度）の受給者数を掲載しています。

(5) 児童・生徒の状況

平成30年5月1日現在、市立小学校の特別支援学級に在籍する児童は149人、通級指導学級に通う児童は56人、特別支援教室に通う児童は220人です。また、市立中学校の特別支援学級に在籍する生徒は96人、通級指導学級に通う生徒は40人です。

● 市立小学校の特別支援学級の児童数 ● (平成30年5月1日現在)

	学級数	児童数
田無小学校 (知的)	5	36
中原小学校 (知的)	5	35
東小学校 (知的)	3	22
柳沢小学校 (知的)	3	23
田無小学校 (自閉症・情緒)	2	10
中原小学校 (自閉症・情緒)	2	12
東小学校 (自閉症・情緒)	1	3
柳沢小学校 (自閉症・情緒)	1	8

● 市立小学校の通級指導学級の児童数 ● (平成30年5月1日現在)

	学級数	児童数
保谷小学校 (言語)	2	31
芝久保小学校 (言語)	2	25

● 市立小学校の特別支援教室の児童数 ● (平成30年5月1日現在)

	種別	児童数
田無小学校	L教室	6
	S教室	4
保谷小学校	L教室	2
	S教室	8
保谷第一小学校	L教室	2
	S教室	14
保谷第二小学校	L教室	9
	S教室	7
谷戸小学校	L教室	10
	S教室	8
東伏見小学校	L教室	7
	S教室	11
中原小学校	L教室	6
	S教室	7
向台小学校	L教室	6
	S教室	5
碧山小学校	L教室	3
	S教室	6
芝久保小学校	L教室	0
	S教室	2

	種別	児童数
栄小学校	L教室	6
	S教室	7
谷戸第二小学校	L教室	8
	S教室	9
東小学校	L教室	3
	S教室	6
柳沢小学校	L教室	5
	S教室	6
上向台小学校	L教室	2
	S教室	5
本町小学校	L教室	6
	S教室	9
住吉小学校	L教室	2
	S教室	7
けやき小学校	L教室	7
	S教室	9

● 市立中学校の特別支援学級の生徒数 ● (平成 30 年 5 月 1 日現在)

	学級数	生徒数
田無第一中学校 (知的)	3	23
保谷中学校 (知的)	4	28
青嵐中学校 (知的)	4	26
田無第一中学校 (自閉症・情緒)	1	7
保谷中学校 (自閉症・情緒)	1	8
青嵐中学校 (自閉症・情緒)	1	4

● 市立中学校の通級指導学級の生徒数 ● (平成 30 年 5 月 1 日現在)

	学級数	生徒数
田無第二中学校 (情緒)	4	31
明保中学校 (情緒)	1	9

2 市内の障害者関連施設等

西東京市内の障害福祉関連施設等の整備状況は以下のとおりです。

西東京市では、サービス事業所の誘致等に取り組んできたことで、放課後等デイサービスなどの事業所数が増加しつつあるほか、グループホームについても拡充が進んでいます。一方で、近隣他市と比較し、日中活動系サービス事業所の数が少なく、不足している状況にあることが課題となっています。

■以下、平成31（2019）年1月末時点の情報に基づき作成

（1）日中活動系サービス事業所

生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ✓ たんぽぽ ✓ ラシーネ西東京 ✓ だろんこ作業所（だろんこ作業所、だろんこ作業所手づくり山） ✓ P.F.P.Cはたらきば ✓ 西東京市生活介護事業所くろーばー ✓ さくらの園
就労移行支援	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ION 第1事業所 就労移行支援 ✓ さくらの園
就労継続支援（B型）	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ほうや福祉作業所（ほうや福祉作業所、camp カフェ） ✓ コミュニティルーム友訪 ✓ ワークステーション ウーノ（手づくり工房めえ、おかし工房マーブル、石窯パン工房 ウーノ） ✓ ION 第1事業所 就労継続支援B型 ✓ ラシーネ西東京 ✓ パッソ西東京 ✓ たなし工房 ✓ 富士町作業所 ✓ サンワーク田無 ✓ さくらの園
自立訓練（生活訓練）	<ul style="list-style-type: none"> ✓ YLひばりが丘カレッジ事業所
就労定着支援	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 就労定着支援事業所カノン

(2) 居住系サービス事業所

<p>共同生活援助 (グループホーム)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ グループホーム住まいる (住吉ユニット、谷戸ユニット、保谷ユニット、北原ユニット、滞在型西原ユニット、滞在型東伏見ユニット、滞在型富士ユニット、滞在型柳沢ユニット) ✓ ピッピ ✓ グループホーム マリーナ (緑町マリーナ、下保谷マリーナ) ✓ 自立生活企画生活寮 ✓ 田無寮 (第一田無寮、第二田無寮、第三田無寮、第四田無寮、第五田無寮、第六田無寮、第七田無寮) ✓ アットホームウーノ (グループホームららら、グループホームわっはっは) ✓ グループホームサンワーク ✓ グループホームわんど (グループホームわんど、グループホームわんど2) ✓ グループホームもやい (もやい、もやい向台、もやい向台2、もやい泉町、もやい北町) ✓ ミモザハウス ✓ グループホームにこっ ✓ ケアホーム西東京 (ケアホーム西東京 Aユニット、ケアホーム西東京 Bユニット、ケアホーム西東京 Cユニット) ✓ 天神山グループホーム (こあらハイツ) ✓ YLひばりが丘事業所 (第一ひばり寮、第二ひばり寮、第三ひばり寮) ✓ ION第1事業所グループホーム (木の家、華の家) ✓ 芝久保どろっぷす
<p>施設入所支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ たんぽぽ

(3) 障害児通所サービス事業所等

児童発達支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 西東京市こどもの発達センター・ひいらぎ ✓ 児童発達支援事業みらい
放課後等デイサービス	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ととろクラブ ✓ ととろキッズ ✓ くまさん 保谷教室 ✓ 療育型児童デイサービスさざんか第1 ✓ 療育型児童デイサービスさざんか第5 ✓ りぼん ✓ りぼんU ✓ たまみずきひばり ✓ シュプロスひばりヶ丘教室 ✓ シュプロスひばりヶ丘教室Ⅱ ✓ くろーばーきっず ✓ 放課後等デイサービス らぷあ田無 ✓ 放課後等デイサービス あいおん ✓ Pur aile ひばりが丘 ✓ ウイング西東京 ✓ ジョブチャレンジひばり (注)

注：平成31（2019）年3月末で閉鎖予定。



3 アンケート調査結果

(1) 調査概要

① 調査目的

計画策定の基礎資料とするため、平成 29 年 7 月時点で市内に在住する障害者及び児童、特別支援教室・通級指導学級に通う児童・生徒、相談支援機関利用者を対象に、福祉サービスの利用状況等を把握するアンケート調査を実施しました。

② 調査対象

身体障害者調査	市内在住の身体障害者手帳所持者／無作為抽出
知的障害者調査	市内在住の愛の手帳（療育手帳）所持者／無作為抽出
精神障害者調査	市内在住の精神障害者保健福祉手帳所持者／無作為抽出
難病患者調査	市内在住の難病医療費等助成対象者／無作為抽出
施設入所者調査	西東京市に住所登録があり市内外の障害者施設入所者／無作為抽出
児童調査	市内在住の障害手帳所持児童・難病医療費等助成対象児童／無作為抽出
特別支援教室 ・通級指導学級調査	市内の特別支援教室・通級指導学級に通う児童・生徒／学校配布
相談支援機関利用者 調査	市内相談支援機関利用者／窓口配布

注：いずれの対象者とも平成 29 年 7 月時点での抽出・配布

③ 調査時期

平成 29 年 7 月～ 9 月

④ 調査方法

郵送配布・郵送回収

注：特別支援教室・通級指導学級に通う児童・生徒には学校を通じて配布し、郵送回収。
相談支援機関利用者には、相談機関に来所した際、調査協力を賛同した者のみに配布し、郵送回収。

⑤ 回収状況

調査種類	発送数	有効回収票数	有効回収率
身体障害者調査	910	456	50.1%
知的障害者調査	215	96	44.7%
精神障害者調査	240	86	35.8%
難病患者調査	220	104	47.3%
施設入所者調査	85	53	62.4%
児童調査	330	149	45.2%
特別支援教室・通級指導学級調査	100	46	46.0%
相談支援機関利用者調査	100	52	52.0%
合 計	2,200	1,042	47.4%

(2) 調査結果の概要

① 主な介助・援助者

主な介助・援助者は、身体障害者、難病患者では「配偶者」、知的障害者、精神障害者では「母親」が多くなっています。児童では、「母親」が多くを占めています。

【主な介助・援助者】（身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病患者）

調査種類	n=	配偶者 (夫、妻)	子ども、 子どもの配偶者	父親	母親	祖父	祖母	兄弟、 姉妹	その他の親せき	近所の人、 友人・知人	ホームヘルパー等の 在宅サービス事業者	その他	無回答
身体障害者	181	34.3	24.9	3.3	6.1	0.0	0.0	2.2	2.2	0.6	15.5	8.3	2.8
知的障害者	63	3.2	0.0	23.8	54.0	0.0	0.0	6.3	1.6	0.0	1.6	9.5	0.0
精神障害者	46	26.1	4.3	2.2	41.3	0.0	0.0	6.5	0.0	0.0	6.5	10.9	2.2
難病患者	30	50.0	26.7	0.0	3.3	0.0	0.0	3.3	0.0	0.0	13.3	3.3	0.0

【主な介助・援助者】（児童）

調査種類	n=	父親	母親	祖父	祖母	兄弟、 姉妹	その他の親せき	近所の人、 友人・知人	ホームヘルパー等の 在宅サービス事業者	その他	無回答
児童	99	6.1	92.9	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0

② 外出時の状況（外出の際の支援の必要性）

外出の際、一人で外出できる人は身体障害者で 58.8%、知的障害者で 39.6%、精神障害者で 53.5%、難病患者で 69.2%となっています。

【外出の際の支援の必要性】

調査種類	n=	ひとりで外出できる	いつも支援が必要	慣れた場所にはひとりで 行けるが、それ以外は支 援が必要	いつもはひとりで行ける が、調子が悪い場合は支 援が必要	その他	無回答
身体障害者	456	58.8	20.2	11.4	5.3	2.0	2.4
知的障害者	96	39.6	21.9	36.5	0.0	1.0	1.0
精神障害者	86	53.5	4.7	22.1	11.6	3.5	4.7
難病患者	104	69.2	14.4	4.8	7.7	2.9	1.0

③ 就労等の状況

収入を伴う仕事をしている人の割合は、身体障害者で 21.3%、知的障害者で 75.0%、精神障害者で 31.4%となっています。

【就労等の状況】

調査種類	n=	収入を伴う仕事をして いる	収入を伴う仕事は していない	無回答
身体障害者	456	21.3	75.7	3.1
知的障害者	96	75.0	25.0	0.0
精神障害者	86	31.4	66.3	2.3
難病患者	104	30.8	67.3	1.9
施設入所者	53	13.2	83.0	3.8
相談支援機関利用者	42	57.1	35.7	7.1

第6章 障害福祉に関するデータ・調査結果等

④ 障害福祉サービスの利用状況

障害福祉サービスの利用者数、利用割合は以下のとおりです。

【障害福祉サービスの利用状況】

	身体障害者 (全数:456)		知的障害者 (全数:96)		精神障害者 (全数:86)		難病患者 (全数:104)		児童 (全数:149)	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
訪問系サービス	50	11.0	3	3.1	3	3.5	7	6.7	16	10.7
生活介護	27	5.9	7	7.3	0	0.0	1	1.0		—
自立訓練 (機能訓練、生活訓練)	27	5.9	3	3.1	1	1.2	2	1.9		—
就労移行支援	1	0.2	4	4.2	6	7.0	0	0.0		—
就労継続支援 (A型・B型)	4	0.9	24	25.0	8	9.3	0	0.0		—
療養介護	2	0.4	1	1.0		—	3	2.9		—
短期入所 (ショートステイ)	20	4.4	12	12.5	1	1.2	2	1.9	8	5.4
共同生活援助 (グループホーム)	2	0.4	10	10.4	5	5.8	0	0.0		—
施設入所支援	3	0.7		—	1	1.2	0	0.0		—
相談支援	22	4.8	10	10.4	4	4.7	4	3.8	13	8.7
児童発達支援		—		—		—		—	66	44.3
放課後等デイサービス		—		—		—		—	53	35.6
保育所等訪問支援		—		—		—		—	7	4.7
上記のようなサービスは 利用したことがない	271	59.4	41	42.7	54	62.8	76	73.1	31	20.8
無回答	85	18.6	7	7.3	8	9.3	12	11.5	3	2.0

サービス未利用者の今後の利用意向についてみると、相談支援に対しては障害種別に関わらずニーズが高くなっています。知的障害者では、共同生活援助、児童では放課後等デイサービス、短期入所の利用意向が高くなっています。

【サービス未利用者の今後の利用意向：「利用したい」と回答した割合】

	身体障害者		知的障害者		精神障害者		児童	
	全数	上段：人数 下段：%	全数	上段：人数 下段：%	全数	上段：人数 下段：%	全数	上段：人数 下段：%
訪問系サービス	406	47 11.6	93	5 5.4	83	9 10.8	133	13 9.8
生活介護	429	35 8.2	89	9 10.1	86	8 9.3		—
自立訓練 (機能訓練、生活訓練)	429	37 8.6	93	10 10.8	85	6 7.1		—
就労移行支援	455	12 2.6	92	10 10.9	80	8 10.0		—
就労継続支援 (A型・B型)	452	6 1.3	72	10 13.9	78	11 14.1		—
療養介護	454	23 5.1	95	3 3.2		—		—
短期入所 (ショートステイ)	436	34 7.8	84	13 15.5	85	11 12.9	141	32 22.7
共同生活援助 (グループホーム)	454	18 4.0	86	20 23.3	81	6 7.4		—
施設入所支援	453	33 7.3	95	6 6.3	85	5 5.9		—
相談支援	434	72 16.6	86	23 26.7	82	26 31.7	136	42 30.9
児童発達支援		—		—		—	83	17 20.5
放課後等デイサービス		—		—		—	96	38 39.6
保育所等訪問支援		—		—		—	142	7 4.9

注：「全数」とは当該サービスを「利用していない」とした人数（サービス利用の有無について無回答を除く。）

「人数」とは「全数」のうち、「利用したい」とした回答者数であり、「%」は「全数」に対する割合。

4 ヒアリング調査結果概要

平成 29 年 8 月から 9 月にかけて、特別支援学校に通う児童・生徒の保護者、障害者団体・障害者支援の関係者、及び市内の障害福祉サービス事業所等に対してヒアリング調査を実施しました。ヒアリング実施に際しては、対象者に対して事前に質問シートを送付し、事業内容、利用者数、今後の事業展開、活動の際に困っていること、行政に望むこと等を確認しました。

以下に、ヒアリング及び質問シートで挙げられた主な意見・要望をまとめています。

(1) 障害福祉サービス事業所

① サービスの質の維持や向上のための取組

- サービスやプログラムの充実
 - ・ 近隣企業と連携し、職場実習の体験を依頼したり、すでに就職した人の働いている状況を見学したり、「ステップアップ雇用^(※)」などの取組を行っている。
 - ・ 利用者のスキルアップのため、作業プログラムの充実・増加を図っている。
- 職員のスキルアップ（内部研修の実施、外部研修への参加等）、新規採用
 - ・ 事業所内での研修やケース共有、外部研修への参加、近隣企業との連携、企業等を対象とした就労支援セミナーの開催、医療機関や近隣福祉施設への出張就労講座を行っている。
 - ・ なるべく多くの研修に参加し、職員のスキルアップを図っている。
- 職員間の情報共有、コミュニケーション促進等
 - ・ 「チーム担当制」とし、利用者 1 名に対し、少なくとも 2 名のスタッフで対応している。ミーティングによる情報共有や、事業所内で相談できる体制づくり、一人で抱え込まない体制、職場の雰囲気づくりを心掛けている。

② 事業継続における要望等

- 他法人、他事業所との連携促進
 - ・ 他法人や事業所との関わりがなく、地域全体に目を配りながらの事業展開ができていない。行政がイニシアチブをとり、連絡会等を開催していただくと、連携がとりやすくなる。
- 障害への理解促進
 - ・ 障害者への理解促進に係る取組は、事業所独自でやるよりも、市に手伝っていただくと助かる。
- 各種情報提供
 - ・ 法改正や制度改正等の情報を随時、提供いただけるとありがたい。
- 困難ケースに対する対応等
 - ・ 困難ケースについては、相談対応に加え、ともに現場に入ってもらえる体制が望ましい。

③ 西東京市において不足しているサービス

- グループホーム
 - ・ 保護者が亡くなった後の生活の場として、グループホームが不足している。
 - ・ 重度身体障害者のグループホームの誘致。
- 日中一時支援、ショートステイサービス
 - ・ 保護者が疲れている時や悩んでいる時、就労を希望する場合等、ショートステイサービスのニーズが強いが、市内に不足している。
 - ・ 幼児のショートステイの受入先や、一時保育等が不足している。
 - ・ 短期入所先も今後、拡充が必要だと思われる。利用者の高齢化に伴い、保護者も高齢化しており、短期入所の利用者が増えている。
- 日中活動先
 - ・ 保谷方面には、精神障害者のための施設（作業所などの日中活動先）が不足している。
- 就労に向けた訓練が受けられる事業所
 - ・ 就労移行支援事業所として、市内に選択肢がより増えることが望ましい。
- 生活介護
 - ・ 放課後等デイサービス利用者の保護者から、学校を卒業後に利用できる施設があるか心配する声を聞くことがあり、生活介護のニーズは強いと考えられる。
- 放課後等デイサービス
 - ・ 保護者より、放課後等デイサービスを利用したいが、空きがすぐ埋まってしまうと聞く。
- 移動支援
 - ・ 知的障害者において、外出時や通所の際の移動支援のニーズが強い。
- 余暇支援
 - ・ 余暇支援に係る取組を今後、更に拡大すべきだと考える。
 - ・ 社会人となった障害者が、仕事帰りや休日に気軽に立ち寄り、お茶を飲んだり、普段触れ合う機会の少ない方々とおしゃべりできる場ができるとよい。

④ 今後、新たに創設されるサービスへの参入意向

- 自立生活援助
 - ・ 新たに創設されるサービスの中では、「自立生活援助」について検討する可能性がある。
 - ・ 「自立生活援助」への参入を検討中。既にサービス内容に該当する取組を一部行っており、法人内で参入について議論している。
- 就労定着支援
 - ・ 就労定着支援への参入に関心がある。
- 訪問型児童発達支援
 - ・ 訪問型児童発達支援には参入の可能性がある。ただし、単独事業としてのニーズを見極める必要がある。
 - ・ 重度の障害があり、通学が難しい児童のために、訪問型児童発達支援は検討の余地がある。

(2) 障害者団体・障害者支援団体

① 日常生活や社会生活において不便を感じること

- ・ 兄弟が別々の学校に通っている（別々の特別支援学級や特別支援学校の判定を受けた）場合、移動支援やファミリー・サポート^(※)を利用する場合もあるが、公立学校への通学であるのに高額で負担が大きい。
- ・ 交通量の多い通りだが、歩道がなく歩きにくい地域がある。
- ・ 災害時の対応に関する情報が少なく、不安である。
- ・ 病院の待ち時間に騒いでしまい、迷惑をかけてしまう。障害者の柵を作ることや、「障害者OK」の表示があるとよい。
- ・ ヘルプマークの認知度は上がっているが、ヘルプマークをつけている人に、どのような対応をしたらよいか、等の周知も必要。

② 市民や地域に期待すること

- 障害福祉サービスの拡充、充実
 - ・ グループホームの数を増やし、将来入所できるようにしてほしい。
 - ・ 放課後等デイサービスは入所待ちが多く、質の高い事業所の開設が望まれている。
 - ・ 障害児の場合、移動支援の利用ニーズは登下校時に集中するため、利用できないことがある。また、児童の移動支援サービスに対応できない事業所もあるので、そうした情報がオープンになるとよい。
- 市民の障害者への理解促進に関すること
 - ・ 障害のある人と触れ合う場をつくること。学校の授業で、障害者理解につながる体験プログラムの導入等。
 - ・ 聴覚障害者の活動への理解。
 - ・ 健常見と障害児が関わることのできる、開かれた場所があるとよい。放課後等デイサービスが充実し、障害児の居場所が増えているが、地域との関わりが薄くなりつつある。

③ 行政等に期待すること

- 障害福祉課と他部署との連携
 - ・ 保護者への情報提供等では、健康課や子育て支援課、保育課等、障害者・児の支援に関する部署の協力も不可欠であり、連携を強化してほしい。
- 窓口や各種書類による手続き等の簡素化、利便性向上
 - ・ 就学にあたり、様々な手続きが必要になるが、手続きで困った時の相談先がわからない。相談先等の情報が周知されるとよい。
 - ・ 手話通訳者の配置回数増加、福祉関係施設の窓口への、手話で意思疎通が可能な職員の配置。
 - ・ 知識がない状態では、サービス選択・利用の際に、サービスの特徴や適したサービスがわからない。知識がない人に対しても適切なナビゲーションをしてほしい。
- 障害福祉サービスの充実や利便性向上等
 - ・ 学校への通学、移動支援に関し、使いやすいように条件等を見直してほしい。

- ・ 放課後等デイサービスの運営状況、実態の把握に努めてほしい。

5 調査結果からの課題

(1) 社会資源や相談支援機関等に関する情報提供や周知の拡充

西東京市内には、相談支援機関として、「相談支援センター・えぼっく」、「障害者就労支援センター・一歩」、「地域活動支援センター・ハーモニー」、「保谷障害者福祉センター」、「地域活動支援センター・ブルーム」がありますが、各施設の認知度は全般に、より一層の認知度向上が求められる状況にあります。

アンケート調査において、各施設の認知度は、身体障害者調査では、「知らない」が6割から7割前後、知的障害者調査では、「知らない」が4割から5割前後、施設入所者調査では、5施設すべてで「知らない」が7割を超えている状況です。

障害福祉サービスなどの情報入手方法については、精神障害者調査では「病院、診療所」が36.0%、「市の広報紙（広報テープを含む）」が31.4%、「わからない」が16.3%となっています。難病患者調査では、「市の広報紙（広報テープを含む）」が38.5%、「病院、診療所」が17.3%、「わからない」が20.2%、施設入所者調査では「学校、職場、施設」が35.8%、「わからない」が34.0%、となっています。各調査において、市の広報紙は主要な情報入手の手段となっており、前回調査と比較すると、特に精神障害者での回答が増加しています。

このように、どのような社会資源が利用できるのか、情報を得られていない人もおり、また、障害福祉サービス等に関する情報を得るにはどうしたらよいかわからない人も少なくない状況にあると考えられ、各種の情報提供や周知の拡充について、引き続き取り組んでいく必要があると考えられます。

(2) 利用意向やニーズに対応した障害福祉サービスの供給量と質の確保

アンケート調査結果において、障害種別を問わず、「相談支援」や、知的障害者における共同生活援助、精神障害者における就労継続支援（A型・B型）、児童における短期入所、放課後等デイサービス等では、当該サービスを「利用していない」と回答した人の、今後のサービス利用意向が高くなっています。ヒアリング調査では、障害者団体から、グループホーム等のサービスの不足状況が指摘されています。これらのサービスをはじめ、必要とされるサービスが確実に提供されるよう、サービスの供給量確保に取り組む必要があると考えられます。

また、サービスの量とともに、質の向上にも取り組む必要があります。アンケート調査では、放課後等デイサービス等のサービスにおいて、サービスの質の向上を望む意見が寄せられています。

一方で、ヒアリング調査では、各事業所より、サービスの質の向上のための取組として、

「スキルアップに資する研修の受講」や、「人材の確保」等が挙げられていますが、一部の事業所では、人材の不足や、ハード・施設面が不十分であることも指摘されており、サービスの質の向上のためには、こうした課題にも対応する必要があると考えられます。

(3) 日中活動の支援

今後、希望する日中の過ごし方として、一般企業での就労や、施設での就労、創作活動等、就学など、多様な希望が挙げられています。精神障害者では「一般企業などで働きたい」が29.1%と、前回調査の23.9%から増加傾向にあります。これらの多様なニーズに対応し、障害のある人がその人らしく地域で暮らしていけるように、障害福祉サービスの拡充や、各種メニューの確保が必要です。

(4) 障害への理解促進

地域における、障害者に対する理解の更なる促進に関する希望が、障害者団体のほか、特にグループホーム等の事業を行う事業所から指摘されています。

また、就労においても、職場や周囲の人の理解が重要になります。児童へのアンケート調査において、今後社会で働くために必要なこととして、「事業主や職場の人たちが、障害者雇用について十分理解していること」を75.2%が挙げているなど、障害者の働く場の確保や、就労の定着に向けても、障害に対する理解を深めていくための交流や取組を推進することが必要だと考えられます。

(5) 家族や保護者の負担軽減、不安の解消

今後、市が充実させていくべき障害者施策として、「家族などの介護者の休息や負担軽減を支援すること」が身体障害者調査では37.7%、知的障害者調査では34.4%、難病患者調査では39.4%が挙げられています。

ヒアリング調査においても、ピアカウンセリング等の事業の必要性や、ショートステイサービスの拡充など、家族や保護者の負担を軽減させるための各種施策が必要だと指摘されています。負担の軽減とともに、相談体制の充実や、情報提供体制の拡充等により、家族や保護者の不安を取り除くことも重要です。



資料編

1 西東京市地域自立支援協議会委員名簿

(敬称略)

区分	所属、職業等	氏名
学識経験者	武蔵野大学人間科学部 准教授	高田 明子
	日本福祉大学福祉経営学部 助教	川口 真実
	星槎大学共生科学部 非常勤講師	平 雅夫
保健及び 医療関係者	東京都多摩小平保健所 地域保健第一係長	高橋 祥子
	薫風会山田病院 院長	山田 雄飛
教育関係者	東京都立田無特別支援学校 副校長	菊地 直樹
	西東京市教育委員会 教育部 教育支援課長	清水 達美
雇用関係機関	就労支援センター・一步 所長	吉村 類
障害福祉サービス 事業所	たなし工房 施設長	渡辺 真也
	保谷障害者福祉センター 施設長	小川 よし子
	株式会社たまみずき 代表取締役	櫻井 元
	たんぽぽ 施設長	高橋 加寿子
障害当事者・家族・ 関係機関	西東京市障がい者福祉をすすめる会 会長	根本 尚之
	西東京市民生児童委員協議会 会長	海老澤 栄
	西東京市社会福祉協議会 あんしん西東京 係長	関根 裕恵
	(公社) 成年後見センター・リーガルサポート	山崎 政俊

2 平成30年度 西東京市地域自立支援協議会 計画改定作業部会委員名簿

(敬称略)

区分	所属、職業等	氏名
学識経験者	武蔵野大学人間科学部 准教授	高田 明子
	日本科学技術ジャーナリスト会議 副会長	室山 哲也
保健及び 医療関係者	医療法人社団薫風会山田病院 医療相談室長	山口 さおり
	医療法人社団時正会佐々総合病院 リハビリテーション科	小澤 伸治
障害者施設 関係者等	多機能型事業所さくらの園 施設長	橋爪 亮乃
	西東京市障がい者福祉をすすめる会 会長	根本 尚之
	株式会社たまみずき 代表取締役	櫻井 元
	学校法人武蔵野東学園 武蔵野東高等専修学校	天宮 一大
公募市民		本波 宏規
		小矢野 和子
		久松 順子

3 計画改定の経過

日付	内容
平成30年 5月21日	第1回 西東京市地域自立支援協議会 計画改定作業部会 1. 依頼状伝達式 2. 会長・副会長互選 3. 議題の検討 (1) 「西東京市障害者基本計画」の改定について (2) スケジュールについて (3) 昨年度計画策定部会において出された本部会で検討する事項 (4) 西東京市における関連施策の進捗状況について
平成30年 6月14日	第2回 西東京市地域自立支援協議会 計画改定作業部会 (1) 中間見直しのポイントについて (2) 現計画と改定の構成（事務局案）について (3) 施策実施状況シートについて
平成30年 7月19日	第3回 西東京市地域自立支援協議会 計画改定作業部会 (1) 重点推進項目1～5について (2) その他の視点について
平成30年 8月23日	第4回 西東京市地域自立支援協議会 計画改定作業部会 (1) 骨子案について
平成30年 10月18日	第5回 西東京市地域自立支援協議会 計画改定作業部会 (1) 計画素案について
平成30年 12月15日 ～平成31 (2019)年 1月14日	パブリックコメント ・意見件数23件（2人）
平成30年 12月20日	市民説明会
平成31 (2019)年 2月21日	第6回 西東京市地域自立支援協議会 計画改定作業部会 (1) 計画素案のパブリックコメントに寄せられた意見とその対応について (2) 西東京市障害者基本計画（平成31（2019）年度改定）について

4 用語集

あ行

【愛の手帳】(61 ページほか)

国が定める療育手帳について、東京都愛の手帳交付要綱に基づき、知的障害者（児）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者（児）に対する社会の理解と協力を深めるため交付される手帳です。

全国的には療育手帳と呼ばれ、東京都では、18 歳未満の方は児童相談所、18 歳以上の方は東京都心身障害者福祉センターで判定を受けた上で取得することができます。

【一般就労】(23 ページ)

障害福祉サービス事業所などで就労する「福祉就労」に対し、一般企業と雇用契約を結んで就労することなどを「一般就労」といいます。在宅就労や起業なども含まれます。

【医療的ケア】(25 ページほか)

口腔内や鼻腔内のたんの吸引や、鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養など、在宅で家族が日常的に行っている医療的介助行為を、医師法上の「医療行為」と区別して「医療的ケア」と呼んでいます。

か行

【基幹相談支援センター】(15 ページほか)

障害者とその家族に対する相談支援の中核的な役割を担う施設です。障害の種別や年齢に関わらず様々な相談に対応するとともに、相談支援事業所との連携を強化して、地域全体の相談機能の充実を図ります。西東京市では、障害福祉課内に基幹相談支援センターを設置しています。

【権利擁護】(18 ページほか)

福祉の分野において、英語の「Advocacy」（「擁護」や「支持」「唱道」などの意味を持つ）を日本語に置き換えた時に「権利擁護」という表現が用いられることがあります。

「権利擁護」という言葉の明確な定義はありませんが、一例としては、自分自身の思いや意見を他の人に伝えたり、主張したりすることが難しく、そのために社会生活を営む上で困難を抱えている人たちの意思を人や社会に伝えることや、そのための支援活動を指す場合があります。また、この考え方に基づくと、成年後見制度も「権利擁護」活動の一環と位置づけることができます。

【高次脳機能障害】(25 ページほか)

病気や交通事故など、様々な原因によって脳に損傷をきたしたために生ずる、言語能力や記憶能力、思考能力、空間認知能力などの認知機能や精神の障害を指します。失語症・記憶障害・注意障害・失認症（半側空間無視・身体失認）・失行症・地誌的障害・遂行機能障害・行動と情緒の障害などがあり、身体上の障害とは異なり表面的には目立たず、また本人も意識しにくいために理解されにくいという特徴を持っています。

外見からは分かりにくく、障害を知らない人から誤解を受けやすいため、人間関係のトラブルを繰り返すことも多く、社会復帰が困難な状況に置かれています。

さ行

【災害時要援護者登録制度】(52 ページ)

大地震等の災害が発生した時、自力や家族の支援だけでは避難することが困難な方等で対象要件に該当し、名簿登録を希望することを市へ申請した方を「災害時要援護者」と呼び、「災害時要援護者名簿」に登載されます。市では関係機関と名簿情報を共有し、日頃の見守りや災害時の安否確認等に活用できるような体制づくりに取り組んでいます。

<災害時要援護者名簿登録対象者>

市内に在住し、及び自力での避難が困難な者又は避難に時間を要する者で、家族等の支援のみでは安全の確保ができない次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 1 65 歳以上の高齢者でひとり暮らし又は高齢者のみの世帯に属する方
- 2 介護保険の要介護認定を受けている方
- 3 心身等に障害のある方
- 4 難病（国・都の難病医療費助成認定）の患者の方
- 5 その他支援を希望する方

名簿への登録に際しては災害時要援護者登録申請書兼同意書に必要事項を記入のうえ、危機管理室・高齢者支援課・障害福祉課のいずれかに提出をします。

注：災害時には不測の事態が予測されます。登録が確実な支援や安全を必ず保証するものではありません。

【児童発達支援センター】(36 ページ)

地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設です。児童発達支援センターの開設には、人員基準として嘱託医、児童指導員及び保育士、栄養士、調理員等の配置が示されているとともに、設備基準として指導訓練室、遊戯室等の設置が示されています。

児童発達支援センターは、施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族へ

の相談、障害児を預かる施設への援助・助言を行うなど、地域の中核的な療育支援施設です。一方で、児童発達支援事業は、障害児やその家族に対する支援を行う、身近な療育の場として位置づけられます。

【社会的障壁】（4 ページほか）

障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指します。例えば、①社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）、②制度（利用しにくい制度など）、③慣行（障害のある人の存在を意識していない習慣、文化など）、④観念（障害のある人への偏見など）などが挙げられます。

【障害者虐待防止センター】（18 ページほか）

障害者の尊厳を守るために制定された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）に基づき、全国の市町村や都道府県には、障害者虐待に関する相談や通報などの受付や、虐待の早期発見に取り組むための窓口が設置されています。

西東京市では、障害福祉課内に障害者虐待防止センターを設置しています。

【障害者サポーター】（12 ページほか、詳細は 14、57 ページ）

西東京市独自の制度であり、障害のある人への理解を深め、誰もが地域で安心して暮らしていけるよう、ちょっとした配慮や支援を行う人です。「障害者サポーター養成講座」を受講した人が障害者サポーターとなることができます。

平成 30 年度より、市内のコンビニエンスストア等の店舗に対しても障害者サポーター養成講座の受講を働きかけ、困った時に駆け込むことができるお店を「障害者サポーターがいるお店」として、支援体制の一翼を担っていただくこととしています。

【身体障害者手帳】（38 ページほか）

身体障害者福祉法に基づき、同法の別表に掲げる障害程度に該当すると認定された方に対して交付される手帳です。指定医より「身体障害者診断書・意見書」の発行を受け、市区町村の障害福祉担当窓口申請し、都道府県の審査を受けた上で障害等級が決定します。

【ステップアップ雇用】（72 ページ）

精神障害もしくは発達障害がある人を試験的に雇用し、短時間労働からスタートし、徐々に就業時間を延長させていくことで、労働環境に慣れ、適切な就業復帰を目指すための制度です。

【精神障害者保健福祉手帳】（61 ページほか）

精神障害のため、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方に交付される手帳です。精神疾患の診察をしている主治医・専門医に「診断書」の発行を受け、市区町村の障害福祉担当窓口申請し、都道府県の審査を受けた上で障害等級が決定します。

【成年後見制度】（18 ページほか）

高齢者や知的障害者、精神障害者などの判断能力が不十分な人に対して、代理権などを付与された後見人等が、本人の意思を尊重しつつ本人を保護（財産管理や身上監護）する制度です。

【相談支援センター・えぽつく】（15 ページほか）

障害の種別に関わらず、市内に在住する障害者・障害児、並びにその家族又は介護を必要とする方からの相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のために必要な援助を行うとともに、地域のネットワークの活用によって課題の解決を図る相談支援センターです。

平成 23 年 5 月に、「西東京市障害者総合支援センター・フレンドリー」内にオープンし、障害者の自立と社会参加を支援するとともに、障害者が社会を構成する一員として、地域において生活し、活動できる環境づくりの促進を図ります。

た行

【地域活動支援センター】（15 ページほか）

地域の実情に応じ、障害者に創作的活動・生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する施設です。創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う「Ⅰ型」、入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導、レクリエーションなどを行う「Ⅱ型」、基礎的事業の実施に加え、障害者を通所させ創作的活動を行う「Ⅲ型」があります。

西東京市においては、「保谷障害者福祉センター」（主に身体障害のある方が対象）、「地域活動支援センター・ハーモニー」（主に精神障害のある方が対象）、「地域活動支援センター・ブルーム」（主に知的障害のある方が対象）が設置されており、各機関が連携の上、利用者からの相談にあたっています。

【地域自立支援協議会】（3 ページほか）

地域の支援関係者が集まり、個別の相談支援の事例等を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく合議体です。

本計画の改定は、「西東京市地域自立支援協議会」から専門的見地に基づくご意見をいただくとともに、地域自立支援協議会の下に設置した「計画改定作業部会」（全 6 回開催）

での議論等を踏まえて行っています。

【地域生活支援拠点等】(24 ページほか)

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、障害者の地域での居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支える障害福祉サービス提供体制を構築するものです。

地域生活支援拠点等の整備にあたっては、①「多機能拠点型」（グループホームや障害者支援施設あるいは基幹相談支援センター等に機能を集約）、②「面的整備型」（建物としての拠点は置かず、既存の障害福祉サービス事業所等の関係機関が連携して支援する）等の整備類型があります。

これまで、西東京市では、地域自立支援協議会において、「面的整備型」の方策について検討を重ねてきたところですが、国より、2020 年度末までの整備とすることの基本指針が示されたことから、これを踏まえ、改めて検討を行います。

【地域福祉コーディネーター】(35 ページ)

地域の課題やお困りごとを、地域のみなさまと一緒に解決する調整役として、地域に配置されている人材です。社会福祉士、精神保健福祉士などの資格を持つ、地域福祉活動の専門家であり、市内4地域に各1名の地域福祉コーディネーターが配置されています。

西東京市には、市民や地域の活動団体、関係機関を結び、地域の課題をみんなで解決するためのネットワーク構築を目指す「ほっとネットステーション」という取組があります。

地域福祉コーディネーターは、この「ほっとネットステーション」の中心的役割を担う存在です。困っていることがある市民のみなさまからのご相談を受けると、地域福祉コーディネーターがみなさまと一緒に考え、解決に向けてのお手伝いをさせていただきます。

【通級指導学級】(38 ページほか)

通常の学級に在籍する小学生が発音の改善のために通うことばの教室と、通常の学級に在籍する中学生が発達障害等による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とした指導（自立活動）等を受ける中学校通級があり、週1回程度通うものです。

【特別支援学級】(29 ページほか)

障害のある児童・生徒に、少人数体制で指導し、自立生活、社会参加を目指し、主体的に生きる力を育てる指導を行う、市立小・中学校に設置された学級です。知的障害と自閉症・情緒障害を対象とした学級があります。

【特別支援学校】(8 ページほか)

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対し、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上、又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校です。

【特別支援教室】（13 ページほか）

発達障害等で、通常の学級での学習におおむね参加でき、学習面の部分的指導や社会性の指導を必要とする児童を対象とした通級による指導です。特に発達障害の診断を必要とするものではありません。部分的な指導により、通常の学級の教育課程を習得し、社会で自立して生活できることを目指します。

な行

【西東京市障害者総合支援センター・フレンドリー】（13 ページほか）

障害の種別に関わらず、市内に居住する障害者の自立と社会参加を促進するための地域生活支援拠点です。「相談支援センター・えぼっく」、「就労支援センター・一步」、「地域活動支援センター・ハーモニー」に加え、生活介護事業所を設置しているほか、情報コーナーや会議室等を備えています。

は行

【発達障害】（5 ページほか）

発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障害並びに行動情緒の障害が対象とされています。具体的には、人とのコミュニケーションや関わりに難しさが生じることがあるASD（自閉症スペクトラム、アスペルガー症候群）、必要なことに注意を向けることや、じっとしていることが苦手なADHD（注意欠如の多動性障害）、文字の読み書きや計算が苦手なLD（学習障害）があります。

発達障害の障害者手帳はなく、知的障害のある場合は療育手帳を、知的障害のない場合は精神障害者保健福祉手帳を申請することができます。

【ピアカウンセリング】（11 ページほか）

障害のある子どもを持つ保護者が、同じような悩みを持つ保護者の相談相手となる取組です。

西東京市では、障害のある子どもを育てている保護者が実体験をもとに相談員となり、同じ親の立場からアドバイスを行う、個別の相談会を「ペア・ピアカウンセリング」として実施しています。

【避難行動要支援者】(18 ページほか)

西東京市における「避難行動要支援者」は、市内に在住し、次のいずれかに該当する方です。

- ア 介護保険の要介護度3以上の認定を受けているもの
- イ 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、視覚障害1級又は2級、聴覚障害2級、肢体不自由1級又は2級のいずれかに該当するもの
- ウ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持するもの
- エ 愛の手帳1度又は療育手帳Aを所持するもの

【ファミリー・サポート】(74 ページ)

保護者が仕事や外出などで子どもを預かってほしい時に、有償で預かり、地域の中で助け合いつつ子育てを行うための会員組織です。ファミリー会員（子どもを預けたい人）と、養成講習会を受講したサポート会員（子どもを預かる人、有償ボランティア）によって構成されます。西東京市では、社会福祉協議会が実施しています。

【副籍制度】(21 ページ)

都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒を対象とし、地域とのつながりを維持・継続することを目的とした様々な取組を行う、東京都独自の制度です。

児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）をもち、小・中学校の学校行事や地域行事等における交流、小・中学校の学習活動への参加といった「直接的な交流」や、学校・学級便りの交換、作品・手紙の交換、地域情報の提供といった「間接的な交流」を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図ります。

【ペアレントトレーニング】(11 ページほか)

保護者が子どもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援する、保護者向けのプログラムです。知的障害や発達障害のある子どもを持つ保護者向けに障害による症状の改善や、子どもが感じている困難の軽減につながる取組として開発されたもので、現在は子育てにおいて、より幅広く展開されています。

【ペアレントメンター】(11 ページほか)

自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けている保護者のことです。保護者に対し、自身の経験を踏まえた共感性のある相談支援（地域資源についての情報提供等）を行うことができます。

【ヘルプカード】（13 ページほか）

障害のある方などが災害時や日常生活の中で困った時に、周囲に自己の障害への理解や支援を求めるため、緊急連絡先や必要な支援内容などを記載し、携帯するものです。

【ヘルプマーク】（13 ページほか）

援助や配慮を必要としている方々が、そのことを周囲の方に知らせることができるマークです。東京都が作成し、配布しているほか、全国でも同様の取組が広がっています。

【法定雇用率】（4 ページ）

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ一定割合（法定雇用率）に相当する数以上の身体障害者、知的障害者及び精神障害者を雇用しなければならないとされています。

平成 30 年 4 月 1 日より、国、地方公共団体、一定の特殊法人は 2.5%、都道府県等の教育委員会は 2.4%、民間企業は 2.2%に引き上げられました。また、民間企業においては、対象となる事業主の範囲が、従業員 50 人以上から 45.5 人以上へと拡大されました。

や行**【ユニット】**（18 ページほか）

グループホームにおいて、相互に交流を図りながら共同で生活するグループの単位のことであり、またそうした生活を行うために必要な施設等の単位を指します。

ら行**【ライフステージ】**（10 ページほか）

人の一生のうち、年代にともない変化していく段階のことです。乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期などに分けられます。

【療育】（11 ページほか）

障害のある子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育のことを指します。

【レスパイト】（25 ページほか）

「休息」「息抜き」「小休止」という意味であり、障害福祉サービスなどを利用している間、介護をしている家族などが一時的に休息をとれるような支援を行うことを指します。

わ行

【ワンストップ】(15 ページほか)

一つの窓口等で、あらゆる種類のサービスや相談に応じることができ、利用者の利便性が高いサービス形態を指します。

A B C

【L Lブック】(43 ページ)

知的障害のある人や、日本語を母語としていない人など、文字を読んだり、本の内容を理解したりすることが苦手な人でも読めるよう、優しく、わかりやすい工夫がされている本です。

難しい漢字や長い文章は避け、優しい文章で書かれており、写真やイラストを用いてわかりやすい内容としたものや、音声コードを併記し、スマートフォンをかざすと読み上げができるもの等があります。

西東京市障害者基本計画
(平成31(2019)年度改定)

平成31(2019)年3月

発行 西東京市健康福祉部障害福祉課
〒202-8555
東京都西東京市中町一丁目5番1号
電話 042-464-1311(代表)

